

九二三年八萬磅に過ぎざりし研究費は一九二五年二十三萬七千磅に上れり。英國の野戰勤務條令は屢々毒瓦斯に言及せるが、其の一節には武器として毒瓦斯を使用することは戰爭開始前豫め責任ある官廳に委任せられざるべからず、一度毒瓦斯使用に決するや最も廣範圍に亘り之を使用し、砲兵隊用毒瓦斯彈、歩兵用毒瓦斯擲彈、飛行機用毒瓦斯爆彈其の他各種の方法を以て之が應用を試みざるべからずとの規定存せり。伊太利は米國に倣ひて *Service militaire* を置き、露國は毒瓦斯が將來の戰爭に於て重大なる役割を演ずべく、而て自國が西方諸國より奇襲を蒙らむことを虞れ、曩にトロツキーの下に最高革命軍事評議員會 (*Oberster Revolutionäre Kriegsrat*) を設け、毒瓦斯と飛行機との併用を計畫し、其の幼稚なる状態を改善せむが爲に民營製造會社 *Dobrochim* 及 *Dobrolet* を設置し、以て毒瓦斯製法の研究と飛行機の製作とに邁進せしめ、後此の兩會社を合併して *Aviachim* とせり。工業大學其の他の諸大學も亦アヴィアキムと等しく最高軍事評議員會に從屬し、軍事的研究事業特に軍事應用化學の方面を委託せらる。尙軍屬たる化學者の専門教育はモスコウの高等化學學校に於て施さる。一九二二年チフリスに於けるソヴィエツト大會に於て陸軍委員フルンゼは赤衛軍に對する瓦斯材料の製造供給は極て潤澤なる旨を聲明したり。化學的軍備の首班を爲すものは數省共管に係る瓦斯防禦委員會と化學的軍事監督委員とにして後者には多數の毒瓦斯軍務監督官配屬せらる。ルブリンには瓦斯射撃場の設けあり、追て實驗所及試驗所の附設を見る豫定なり。特に注目し値するは既に一九二三年ウクライナが毒瓦斯戦用放射物發射實驗の爲陸軍演習を舉行せむことを中央政府に出願せることなり。ロシアの文献は化學戰の進歩發達が熱心なる研究目的となれることを反映し、*J. Fischmann* 博士は "*Woina i Technika*" 誌上に於て化學戰術の任務を論述し、一切の毒瓦斯に關する技術問題の研究即ち原料供給の可能性、製造方法、戰時生産と平時生産との連絡、住居地域及毒瓦斯生産中心地との戰術的配置、化學及技術的方面の研究事業、氣象風土等の將來の戰場に及す影響の研究、教育及情報

任務等の項目を擧げ、平時に於ても露國の化學工業は戰時に於て自然的地勢を最も確實且有效に利用せむことに腐心せる化學戰術家の方略に其の指揮を仰がざるべからずと論結せり。獨逸に於ては *H. von Kuhl* = *Hans Garcke* は獨逸が毒瓦斯の製造輸入及使用を全然禁止せられ、世界大戰中毒瓦斯の製造に従事せる五會社は容易に佛國飛行隊の襲撃し得る區域内に在り、"*Der Weg zur Freiheit*" 誌の論ずるが如く、諸外國の害瓦斯は日進月歩し、化學戰に於ける優越は今や獨逸より佛國に移り、國防、經濟及科學が手を連ねて進歩すべき時期に當り *Kaiser Wilhelm-Institut* は解體せられて今や二三の助手を剩すのみ、工場附屬の研究所等存在すと雖も、亦黨利を目的とするに過ぎずと慨歎せりと雖も、一般に列強はラインの謎に包まれたる獨逸化學工業特に染料會社の脅威を嘗て忘れたることなし。(註七)

凡そ或る軍備の要素に關する制限は他の要素に關する軍備競争を激烈ならしむる傾向あり。若し化學戰を捨てて顧みざらむか、縮少せられたる軍備を以て一層慘憺たる修羅場を現出し、特に非戰鬪員の屍山を築くことなきを保せず、故に害瓦斯に關する華盛頓條約、壽府議定書は勿論ヴェルサイユ條約の規定をも一般に擴充し、以て列國を獨逸と同一の立場に立たしめ、或は更に *Maxor Iefebure* の主張する如く、或は中央情報局を設置して前記諸條約の尊重を確保し、或は米國エツヂウッド、佛國フォンテンブロー、英國ポルトン、獨逸クルツプの如き大規模の實驗所を閉鎖し、或は新毒瓦斯の發見を阻止する爲化學者の協力を確保するの手段を講じ、或は官有の毒瓦斯製造工場を閉鎖し、染料、藥劑、人造肥料等の化學を絶滅し、又は之を毒瓦斯製造工業に変更するを阻止する能はざるに鑑み、斯の如き工業上の潛勢力を各國に均等に分配して、一國の獨占を阻止し、毒瓦斯其の他の新式武器を聯盟の統帥する國際軍の獨占に歸せしめ、(*denationalisation*) 且國際聯盟の下に國際監督局を設置して、該工業を取締ることも慥に一方策たるを失はず。(註八)

Rennie Smith: *General Disarmament or War?* の毒瓦斯戰抑壓に關し方策四個條の内一部は舊套を追ひ、他の一部はル

フェビユール少佐の私案と一致せるが、重複を厭はず之を譯述すれば次の如し。

(一)、締約國は戦時に於ける化學的有毒物の使用に關する一九二五年のジュネーブ議定書を批准し、又は之に加入すべし。

(二)、締約國は軍人又は非軍人に依りて爲さるる毒物又は病菌の使用に關する演習又は教練就中航空隊に依りて爲さるる同種の演習又は教練を普通法上の犯罪 (A crime in common law) と看做し、適當なる刑罰を以て之を處罰する爲必要な措置を取るべし。

(三)、締約國は純粹に軍事上の目的を以て毒瓦斯問題を研究する官立實驗所及私的研究所に補助金を與へざるべし

(四)、締約國は本條約附屬の補充的協定に締約國の化學工業の間に取極を結ばしめ、毒瓦斯の製造に使用せらるべき化學的製造品の割當分配を爲さしむべし。

以上は稍獨創の見を含むと雖も勿論權威なき學者の私論のみ、翻て屢次の國際聯盟軍縮會議準備委員會に現はれたる諸種の提案と其の運命とを一顧せむに、既に吾人が史論に於て詳述したるが如く該委員會第一回會議、第二回會議及分科會に於ける軍縮問題の解決に資すべき基礎的研究の遂行に當り勞働代表チューオー氏は國際化學工業カルテルを組織することに依り化學工業を國際的資本家及技術家の管理に委ね、各國の毒瓦斯生産量を合法の使用量に適合せしめんことを提議したるに、本案は主權論及生産事業の秘密擁護の主張の爲に斃れ、該委員會は毒瓦斯及バクテリア使用禁止に關する國際條約違反爲阻止の手段として違反國に對する他方交戰國の報復手段及一般締約國の後者に對する化學戰を以てする援助を想定し得る旨を學究的無關心を以て理事會に答申したり。其の後佛國委員ポール・ボンクール氏は所謂安全保障の内に毒瓦斯問題の解決を求めむとし、豫め文明國全體及其の軍隊を敵として引受くるの覺悟を有するにあら

ざれば毒瓦斯戰に訴ふる能はざる制度を布かむことを要望し、軍縮會議準備委員會に於ける羅馬尼及塞耳比亞委員は毒瓦斯戰に於ける相互援助協約案を提出し、「締約國は有毒物質又はバクテリアに依る攻撃を受けたる一切の國に對し、此の攻撃に應ずるに必要な原料製品及手段を提供すべきことを約す。締約國は尙其の距離の許す限り其の所有する化學的手段及バクテリアを利用して此の種の手段に依り攻撃を爲したる國に對して爲す共同報復に参加すべきことを約す」との二箇條を採擇せむことを主張したるも表決に附せられずして止み、同時に一般締約國を戰敗國獨逸、壞地利等と同一の立場に置かむと試みたる白耳義以下五國委員の共同提案及略同一内容を有する露國委員の提案は孰れも撤回を余儀なくせられ、結局全然陳腐なる毒瓦斯及バクテリアの戰爭使用禁止に關する條項のみ可決せられたり。若し幸にして該條項が國際法として既存の條約を強化するに至るとするも、一切の砲彈は多少の毒瓦斯を發散し從て毒瓦斯禁止條約は専ら又は主として毒瓦斯を戰爭に使用するを禁止するに過ぎざることとなり、主として毒瓦斯を撒布する物と然らざる物との區別疑義に亘り、適用上一切の禁止は雲散霧消するに至りて止むべきのみ。

想ふに一面に於て國際聯盟を變じて超國家となし、軍縮協定を以て各國の産業の興廢に容喙せむとするが如き提案が各國の容認する所とならざるべきは吾人が既に絕對安全保障の不可能性に付縷述したる所の如く識者を俟つて後知るべきにあらず。他面に於て軍縮會議準備委員會の提案の如きも全然無力にして何等有效なる新解決案を提示せず、ヴェルサイユ條約第一七一條華盛頓及壽府毒瓦斯條約の聲明を反覆するに過ぎず、幸に受諾せらるることありとするも其の尊重を確保するの手段なきことは毒瓦斯に關する既存諸條約の規定と毫も異ならず。吾人は第五回聯盟總會の決議にも表明せられたるが如く、毒瓦斯戰及非戰鬥員を襲ふ空中戰の危險を阻止せむと欲せば戰爭夫自身を防止する外他に策の求むべきものなきことを深く遺憾とし、戰爭防止と風馬牛相關する所なきがに觀せらるる直接軍備制限將又相對的安全保

障を前提とする軍縮問題の實際的解決が斯の如き詰りに達するの必至の運命たる所以を指摘するに止めむと欲す。
(第一編第六章第四節、第七節第七款第一項及第三項参照)
第二、潜水艦

潜水艦の發明を獎勵し、之を採用したるは米國諾威の如き後進海軍國にして、英國は當初より潜水艦が自己既得の制海權に對する脅威なることを知れり。故に海牙會議に於ける露國の潜水艦使用禁止に關する提議を歓迎し、世界大戰を期として、獨逸の潜水艦を恒久的に全廢し、華盛頓會議に潜水艦全廢案を提出し、爾來之を固執し來れるは決して偶然にあらず。米國は華盛頓會議に於て均勢の原則を認めしめ、倫敦海軍會議に於て全海軍力に付之を貫徹し、佛國評論家の所説の如く歐洲の岸を洗ふ東大西洋を英國の支配に歸せしめ、自身西大西洋を支配するに及び、變説して潜水艦全廢論者となり、伊太利は佛國とユーゴスラヴィアとの間に介在せる自國の戰略的地位に鑑み、條件附にて潜水艦全廢論に左袒するに至れり。海上大資本主義の英、米が潜水艦を以て非人道の武器なりと主張し、攻勢的脅威なりと主張するに對し奇襲國防主義の日、佛は之を以て弱國の防禦的武器なりと主張し、斷乎として其の維持を主張し、之を貫徹したり。潜水艦を繞る論争は直接軍備制限會議が軍備會議たる所以を最も雄辯に立證するものなり。(註九)

潜水艦全廢不可能の結果、潜水艦をして非戦闘員を殺傷する不人道の武器なりとの非難を免かれしめむが爲に華盛頓會議は潜水艦及毒瓦斯に關する五國條約を採擇し、事實上潜水艦を商船攻撃に利用するを禁止したり。然るに該條約は佛國の批准拒絕の爲に廢紙に歸したるが、倫敦海軍會議中、英米は潜水艦全廢不可能の事實に鑑み、戰時に於ける潜水艦使用に制限を加へむことを提議し、佛國代表は水上補助艦と潜水艦とを全く同一の地歩に置く條件の下に此の提議に賛同し、其の結果、海戦法規たる倫敦海軍條約第二十二條の採擇せらるるを見たり。

想ふに該條の規定は潜水艦に過重の義務を課することに依り事實上之を商船攻撃に使用するを得ざらしむるを目的とす。然れども一旦緩急の際兩交戰國が國命を賭して戰ふに當り、勝敗の數に影響を及し得る可能性あるに當りてや、該條の遵守を期待することは或は毒瓦斯の場合と同様不可能となるに至るべし。蓋し必要は常に法を知らざればなり。想ふに不戰條約を出發點とせる倫敦海軍會議が倫敦海軍條約第四編戰時海戦法規の採擇に墮し、而て何人も之を怪まざる事實程、直接軍備制限會議又は直接軍備縮少會議の軍備會議に外ならざる所以を證明するものあることなし。

第三、其の他の戰爭手段

第一回海牙會議に於ても問題となりたるが如く新式武器即ち新發明に係る裝藥、炸藥、小銃、大砲等の使用禁止を主張する者あり、(註一〇)又裝甲車の形狀及砲裝を制限せむことを主張せる者あり、(註一一)或は攻撃用武器なることを理由として砲兵の全廢を主張する者あり。(註一二)倫敦會議の經過に鑑み、一切の戰艦、主力艦、航空母艦等の廢止も亦問題となり得べし。ヴェルサイユ條約は平時戰時を問はず獨逸に對し軍用飛行機、タンク、重砲等の保有を禁止したるが、斯の如き義務を一般縮約國に課することは望むべくして行ふべくもあらず。從て現在一般諸國はダムダム彈の使用禁止の外、戰鬪遂行方法に關し巴里宣言、海牙諸條約等の拘束を受くるに過ぎず。今軍備制限條約の締結に當り火器、科學的武器等に關し詳細且複雑なる技術上の制限を課し、且新發明發見を制限せむと欲せば其の方途なきにあらざるべきも内政干渉に對する反對及國際監督機關設置の困難に鑑み、各國の承諾を得ることも履行を確保することも、共に困難なりと信ず。

學者中將來電氣、バクテリア、ラヂオ等の應用に依り、一國が決定的勝利を確保するに足る武器を發見し、他國をして全然防禦の手段を失はしむるに至るべきことを想定し、此危險に顧み新武器の使用を禁止制限するにあらざれば軍備

の制限は反て不幸なる結果を招徠すべしと論ずる者あり。(註一三) 然れども斯の如き新發見が實現さるるに於ては、此の發見を利用し得る立場に在る國が優勢を占むべきは當然にして、此の事たる軍備制限協定の有無に關係せず、故に新發明の危険は決して軍備制限協定の成立を妨ぐるものにあらず。唯軍縮協定が武器に關しても各種の必要なる制限を設け且新武器の發明せらるるもなく、軍縮協定に基く各國間の均勢の破れざることを理想とすべきのみ。

以上論じたるが如く、毒瓦斯問題及科學的武器の改良又は發明に關しては軍備制限協定は到底満足すべき規定を設くることを得ず、之れ諸多の缺陷と相俟つて軍備制限協定が技術上獨自完璧を期すること能はず、其の成立條件として内部より國際的法的秩序の設定等各種の前提條件を要求し、戰爭及軍備全體の本質上より生ずる安全(絶對的)保障の要求に加勢する所以なり。

Dr. Walter Simons, Dr. Hermann Jahrreiss は國際法的軍備制限特に戰時國際法的軍備制限の意義に關し、*“Der praktische Sinn der völkerrechtlich zu regelnden Rüstungsbeschränkungen kann nur sein—das ergibt sich auch hier wieder—die Staaten in ihrer im Frieden vorzunehmenden Bereitstellung von Machtmitteln zur Kriegführung zu binden”* といふが此の言たるや戰時國際法は勿論一般に直接軍備制限に依る軍縮協定に適用して其の眞たるを失はずと信す。(註一四)

註一三 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, pp. 28-34.

註一四 Ibid., Drittes Stück, p. 166.

註一五 Ibid., Drittes Stück, pp. 67-168.

註一六 Académie de Droit International, Recueil des Cours, 1927, I, pp. 348-357.

註一七 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 171-173.

註一八 Noel Baker: Disarmament, p. 47.

註一九 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 170-182.

註二〇 Major LeFebvre: The Riddle of the Rhine, pp. 161-163, 238-259.

註二一 伊藤正徳著、軍縮 一六三—二二二頁

註二二 Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 362.

註二三 Noel Baker: Disarmament, pp. 291-292.

註二四、一九〇五年ルセルンに於ける萬國平和協會に於て II. Fatis 教授は平和確保の爲戰爭を困難ならしめむと欲せば、攻撃を困難ならしめ、防禦を容易ならしむるの要ありと前提し、砲兵隊は射程大にして照準正確に敵軍に損害を蒙らしむること大なり、而も其の進退自由にして實に一國軍備の中樞を形成す、故に國境地方に於ける要塞砲兵を除ける他の一切の砲兵隊を廢止するに於ては侵略國を被侵略國に比し著しく不利の地位に置くことに依り紛争の平和的解決を促進し得べし、海軍に此の主義を適用することは困難なるも野戰砲兵に該當するものとして沿岸防禦に使用せられざる一切の水雷艇及陸戰砲兵隊を廢止することを得べしと説けり。(II. Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 68)

註二五 Noel Baker: Disarmament, pp. 45-47.

註二六 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Siebentes Stück, p. 34.

第九章 陸軍軍備制限の内容

吾人は本論第一章に於て軍備の定義を下し、第三章に於て其の存在理由及其の一定の規模を執るに至る所以を述べたるが、實際上國家は其の人口、天然資源、産業の發達、財政状態及外交關係を考慮して、軍備の企畫を定め、不斷に之を改善しつゝあり。而て戰時軍備も平時軍備も共に軍備なりと雖も、軍縮會議に於て軍備を相互に協定するは平和の日に於て平時の状態を基礎として之を爲すものなるが故に實際上双務的軍縮協定は平時軍備を制限するに止まり、戰時軍備に及ぶこと能はず。吾人は軍事潜勢力と軍備との區別を明確にする爲、豫備兵は動員せらるる迄軍備にあらずとの見解を採用し、軍事費豫算も亦軍備にあらずとの見解を採用したるが、他の一切の軍事潜勢力に比し軍備と著しく密接の關係あることを理由とし平常の時に於ける豫備兵員數、軍隊的組織團體、軍事費豫算の一般軍需工場等の制限を考慮するは何等支障なし。

軍備制限特に双務的軍備制限の對象 (critère de limitation) は軍備即ち客觀的存在たる軍備の構成要素中比較し得べき性質 (Vergleichbarkeit) を有し、且共通の尺度 (common measure) を適用し得べき要素のものならざるべからず。而て從來軍縮條約又は軍縮條約案等に於て斯の如き性質を有するものとして考慮せられたるものは吾人が前章に於て論及したる(一)軍事費豫算の外(二)兵員(三)材料(四)高級軍令機關及大編成部隊の組織及數、訓練機關及訓練手段一切の動員準備、青年の軍事教練、要塞、防禦物、諸軍需工場等なりとす。今各種の考案に於て之等の要素が如何に配合按配せられたるかを見むと欲す。

陸軍々備の主要なる構成要素にして其の比較計量の基礎たり得べきものは勿論兵員なり。故に陸軍の制限を論ずる者が兵員數の不増加又は減少に想到するは當然のみ。(註一) 故にテルシット條約は普魯西の現役兵員數を制限し、第一回海牙會議に於ける露國側提案を始め、Merignhac, Rihle 等の學者の考案は平時兵員數の不増加を提言し、Fischhofは現役兵の比例的縮少を希望し、Raoul de la Grasserie は超國家、國際的政府、國際軍及國際裁判所を設置し、最初の十年間に於て常備軍及軍用材料の五分の三を、其の後に於て其の殘餘を撤廢せむことを主張したり。(註二) 尙第一回海牙會議は武器の質に關する制限を討議したるが、英國の第三回海牙會議準備委員會は此の制限を實施するの必要を指摘せり。ヴェルサイユ條約陸軍條項は獨逸國軍の動員を禁止し、平時及戰時を通じて其の總兵員數及之に對する將校の内割歩合を定め、徵兵制度を廢して長期服役の志願兵限度となし、警察隊、税關吏、森林看守等の員數を制限し總兵員の編制及兵科を定め、軍令機關を廢し、軍政機關を縮少し、兵器の種類、數量及彈藥の貯藏量最大限を定め、兵器彈藥及軍用材料の製造工場を制限し、之等物品の輸出入を禁止し、毒瓦斯、裝甲車及タンクの保有、輸入及製造を禁止したり。(註三) 尙該條約第五編第四款が、國際監督委員會を設けて前記諸制限條項の履行を確保するに資し、該委員會が幾多の困難に遭遇し、辛ふじて其の任務を達成せることは吾人の史論中に詳述したる所の如し。ヴェルサイユ條約以外の平和條約も大體ヴェルサイユ條約と同一の軍事條項を包含す。唯トリアノン條約が下士の數をも特に制限し、各兵科の員數に關しては、其の最大限と最小限とを規定するに止め、伸縮の餘地を存せることを注意すべし。(註四)

前記ヴェルサイユ條約陸軍條項は殆んど一切の軍事的要素を嚴格に制限したるが故に、陸軍の制限に關する具體的提案にして、右陸軍條項を補足すべき規定を含むもの少なし。即ち國際聯盟混成委員會に提出のエッシャー案は平時に於ける本國兵員總數の制限のみに満足し、(註五) 中米諸國間軍備制限條約は該案に倣へり。若し他に陸軍制限の手段を

發見せんとせばキッド案等に於ける如く全陸軍々事費豫算又はモスコイ會議原案に於ける如く、兵員一人當陸軍費を制限するに在り。但し混成委員會は軍需材料購入費又は軍需材料の數量の内一方を制限すれば足ると爲せり。想ふに軍需品の種類及數量を明確に制限したる上、陸軍々事費又は軍需品購入費を制限することは屋上屋を架するの嫌なきにあらざるも、軍用材料に關する制限の履行を確保することは困難なるが故に、陸軍軍事費又は軍需材料購入費を制限することに依り、各締約國及國際監督委員會に監督の手段と機會とを供與し條約の履行を確保するの利益あることを忘るべからず。

國際聯盟軍縮會議準備委員會は其の初期に於ける基礎的研究の際理事會の問題集に答へて陸軍制限の方法として次の諸方法を列擧したり。

- (一)、在營兵員數の制限、
 - (イ)、正規兵たると軍隊的組織團體たると訓練濟の兵たる母國軍たると植民地軍たるとを問はず、全部を一括して現役總兵員數を制限する方法(Gesamtbegrenzung)
 - (ロ)、(イ)の兵員を内地と植民地とに區分し、又は兵種別に區分したる制限(Gesonderte Begrenzung)
 - (リ)、現役日數(Dauer der Dienstzeit)の制限、
 - (三)、毎年徴募人員數(Jahreskontingent)を壯丁數の一定歩合に制限すること、
 - (四)、年延人員日數(Men-days per Annum, chiffre d'hommes-journées par an, Zahl der Mannschaftstage)の制限、但延人員日數は服役人員數に服役日數を乗じたるものなること、
 - (五)、材料の制限、

(甲)、使用中及貯藏中の材料の制限、

- (イ)、武器取引取締條約の如き詳細の分類に従ひ、材料を分類して之を制限すること、
- (ロ)、次の五種類別に依る制限、
 - (a)、要塞砲を含める一切の口徑の大砲(總重量)
 - (b)、裝甲車(數)
 - (c)、機關銃(數)
 - (d)、携帶用武器(數)(armes portatives individuelles)
 - (e)、彈 藥(重量)
- (ニ)、材料の製造又は輸入に關する制限、
- (六)、平時に於ける大部隊數の制限、
- (七)、既教育豫備兵の制限、
 - (イ)、一般義務兵役制度の廢止に依り豫備兵の員數を制限すること、
 - (ロ)、毎年徴募兵員數の制限、
 - (ハ)、材料の制限に依り豫備兵の利用可能性(Verwendungsmöglichkeit)を制限すること、
 - (ニ)、服役期間の制限に依り豫備兵の質又は戦闘價値の制限(Kampfwert, qualité)
 - (ホ)、將校及下士の數を制限することに依り豫備兵の利用能力(Verwendungsfähigkeit)を制限すること、
 - (ヘ)、豫備兵登録制度の廢止又は登録年數の制限又は動員準備の制限、

(ト)、全兵役義務年數(Gesamtdauer der Wehrpflicht)の制限、
(ハ)、國防費の制限、

然れども以上は學究的立場より案出したる方法に過ぎず、而て各國委員共其の有效なるものを併用して制限の完璧を期せむとする熱情を有せる次第にあらず、故に異なる各國の利害は自ら異なる結論に到着せしめ、陸軍軍備に關し寧ろ大なる自由を保留せむと欲する、佛蘭西、其の與國、伊太利、日本委員等は漫然前記(一)の方法のみの採用を以て満足せむとし、之に反し英國、米國、獨逸等の委員は前記(一)、(五)及(七)の方法を併用することに依り内地及海外領土に於ける現在兵員數、現用及貯藏材料並豫備兵數を制限せんことを主張したり。尙豫備兵の意義に關し、佛國側委員は漠然たる定義を採用し、商船及漁船乗組の技術員等をも豫備兵に含ましめむとし、英國側委員は、之に反し、軍事教練を受け、一定條件の下に服役の法律上の義務を有する者のみを豫備兵となすべしと主張せり。(註六)

國際聯盟軍縮會議準備委員會第四回會議及第五回會議に上程せられたる露國委員提案の一般的軍備即時全廢案は四年以内に陸、海、空軍軍備の全廢を企圖し、特に陸軍兵員に關しては全部の部隊を解散し、軍政機關、軍令機關、軍事教育機關、軍事關係諸官署、諸工場を廢止し、其の備附帳簿其の他の文書を破棄し、動員及既教育豫備兵に關する文書を廢棄し、兵役法其の他の一切の軍事法規を廢止し、軍事費豫算は人員の減少に伴ひ漸次に之を減少し、四年以内に國家歲計豫算中より軍事費豫算を抹殺すべきものとす。材料に關しては兵員の減少に比例する速度を以て之を破壊すべく、タンク、裝甲車、軍用毒物、軍用毒物擴散器は速に之を處分し、小銃、機關銃、拳銃、大砲、彈藥、擲彈、爆彈及其の投射器は漸次に之を破壊し、四年後に於ては警察隊用の十連發小銃及八センチメートルを超えざる口徑の拳銃並所要彈藥の一定數量に限り之が保有を認容せられ、私人用としても一定數の拳銃及獵銃に限り之が保有を認容せらる。要塞及

築城に關しては之等一切の武装を解除し、且破壊すべきものとす。主要なる武器製造工場は官營と私營とを問はず直に兵器の製造を停止せしめ、次で之を平和用工業に轉換し、主要なる武器の製造に専用せらるる器具及機械は之を破壊すべく、一般軍需品製造工場は官營と私營とを問はず二年以内に之に準じて處分せらるべきものとし、將來に於ては警察隊及私人の使用する武器彈藥の製造工場は之を維持し、其の作業を繼續し得べしと雖も、工場數其の生産力其の生産方法及武器彈藥取引取締は嚴密なる國際協定の定むる所に據る。建築用及工業用の火藥に付ては其の生産量を嚴に經濟上の需要に應ぜしめ、且其の生産及取引に付嚴密なる取締規則を設くべきものとす。軍備全廢後に於ける警備組織に關しては各國は人口、交通及通信機關の延長、保護すべき目的物、並森林の開発程度等に應じ、條約の定むる一定員數の稅關監視、地方警察、森林看守を隨意契約に依り募集し、彼等の用に供せらるべき十連發小銃及口徑八センチメートル以下の拳銃並彈藥の一定數量を保有することを得るものとす。次で提出せられたる露國委員の軍備縮少案は之に反し、陸軍國を、(甲)在營兵二十萬人以上又は士官一萬人以上又は步兵聯隊六十箇聯隊を有するもの、(乙)在營兵四萬人又は士官二千人又は步兵聯隊二十箇聯隊を有するもの、(丙)其の他軍備薄弱なる國、(丁)獨逸、奧地利、洪牙利、勃牙利とし、(甲)は五割、(乙)は三割三分三厘、(丙)は二割五分を減少し、(丁)は軍縮會議の定むる所に據るべく、尙武器に關してはタンク及長距離砲は之を廢止し、一九二八年一月一日現在の型に限り之が保有を許さるるも、其の數量は在營兵員數及除隊後十年を超えざる既教育豫備兵員數に應ずる一定數量に限定せらるべきものとす。(註七)

軍縮會議準備委員會が第三回會議に於て英案及佛案を基礎として審議立案し、第六回會議に於て第三讀會を終了したる陸、海、空軍に通ずる一般的軍備制限條約案の陸軍條項の綱要を示せば次の如し。

(一)、兵員、

締約國は本國にあると海外屬領にあるとを問はず、陸上兵力又は軍隊的組織團體(警察、憲兵、税關吏、森林看守)に在役中の兵員の日割平均人員を次の區分に從ひ若干名に制限す。茲に注意すべきは露國委員が "limiter" なる文字と "réduire" なる文字を併記せむことを主張し "autant que possible, réduire" として採用せられたること之なり。

- 一、本國駐屯の兵員數最大限、
- 二、(配置に關する限り任意的)海外駐屯の兵員數最大限、
- 三、締約國の兵員總數最大限、
- 四、本國駐屯の軍隊的組織團體に屬する人員數最大限、
- 五、海外駐屯の軍隊的組織團體に屬する人員數最大限、

右陸軍兵員制限に關する諸表は各締約國が超過すべからざる將校數最大限を明示し、且現行徵兵制度中現役服役期間の最も長きものの服役期間を越ゆる期間現役に服すべき將校以外の兵員(大體下士に一致す)數最大限を明示すべきものとす。(現役期間が此の最長服役期間に達せざるも、尙當該國兵役法に定むる現役服役期間を越ゆる期間服役する兵員數及下士員數は制限に服せざるも之を年報中に掲記することを要す)徵兵制度を採用せる各締約國に於て毎年の徵集人員の服役すべき勤務總期間は各締約國が受諾したる最大限を越ゆることを得ず、但し右總期間に關しては白耳義等の出產不足せる國の爲に例外規定あり。

既教育豫備兵に關しては佛、白、日、伊等は豫備兵を制限せむとせば權衡上軍事潛勢力をも制限するの必要あること、四十歳の豫備兵は到底二十歳の新兵に及ばざること等を指摘して之が制限に反對し、志願兵制度を採用せる英、米、獨其の他諸國委員は豫備兵が最良の壯丁に充分の訓練を施したる者にして直に戰線に立たしめ得べきものなる

こと、豫備兵は眞實の軍備將又眞實の攻撃力を表徴するものなること、獨逸義勇兵の服役期間を著しく長期となせるは豫備兵を禁止せむとする趣旨に出づるものなること、豫備兵は或國に於ては陸軍軍備の九割を占むるものなること等を指摘して豫備兵制限を主張したり。然れども第六回會議の際米國委員は主要陸軍國の意嚮を尊重して其の主張を拋棄し、英國委員も效果的なる軍備縮少案と豫備兵を産出する徵兵制度との兩立し難き所以を述べて之に追隨せり。故に獨逸、露西亞及支那委員の反對留保に拘はらず、軍縮會議準備委員會は豫備兵を制限外に置くことに一決したり。

(II)、機材、

使用中及貯藏中の兵器を或は七種別或は九種別或は夫以上細密の分類に從ひ制限せむとする獨逸案、露國案等の陸軍機材直接制限案は、米國の之に與するものありしに拘はらず、結局少數の差を以て否決せられ、陸軍機材の維持購入及製造費を制限すべしとの佛國側の陸軍機材間接制限案は三票對十六票の差を以て可決せられ、其の際米國等六箇國は棄權したり。

(III)、軍事費、

本國駐屯陸軍、本國駐屯軍隊的組織團體、並海外駐屯陸軍、其の増援部隊及海外駐屯の軍隊的組織團體の區分に依る陸軍軍事費豫算年額を制限せむとする佛國案は日、英、米、獨等諸國委員の反對に依り一度否決せられ、委員會の形勢は寧ろ軍事費豫算の公表を以て満足するに傾きたり。然るに第六回會議後期に至り軍縮會議準備委員會は各締約國の陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の毎年の經費總額を制限するに決し、豫算專門家委員會は陸海空軍費各別の制限を可能なりと斷定したり。陸軍機材の維持、購入及製造費の制限に關しては前項に述べたる所の如し。

(一) 航軍縮條約案第一條乃至第九條、第十條、第二十九條(註八)

想ふにヴェルサイユ條約其の他の平和條約が獨逸其他中歐諸國の陸軍制限の爲採用したる方策は適確にして且徹底的なり。右諸平和條約は軍人の人的要素に在りては少數の職業的軍人階級のみを維持することに依りて軍人と非軍人との溝渠を大ならしめ、後者の軍事教育を禁止し、前者を長期間軍旗の下に拘束することに依り、老朽豫備兵の數をも極度に縮少し、將校下士等幹部の數を制限し、規律の下に團體的行動をなす警察隊、憲兵、税關吏、森林看守等の數を制限し、總兵員の兵科及編制をも制限したり。加ふるに軍備制限條約は其の成立要件として戰時其の履行を停止せられたる場合に於ても、尙右條約が設定したる軍備の均勢を全然破壊せしめざらむことを企圖せざるべからず。而してヴェルサイユ條約陸軍條項は此の目的を達成せるに庶幾し、即ち一旦緩急の際、交戰國が第一次動員を行ひ、現役兵員の編成及部隊數及能率を其の儘維持しつゝ戰線に立たしめ得る戰闘員の數は、世界大戰の例に徴すれば平時兵員數の二倍半乃至三倍に過ぎざりしに反し、現時の二年兵役制又は十八月兵役制の下に於て、大陸軍國は現役兵員に六倍又は七倍する豫備兵員を擁するが故に、前記の膨脹率も亦從て増加し、六、七倍に達し得べく、而も近世戰爭技術の進歩は、第一次動員直後に於ける勝敗利鈍を以て寧ろ全局の勝敗を左右せしめむとするの傾向あり。Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke は(一)獨逸の人口が佛本國及植民地の人口に及ばざること、(二)獨逸原料の缺乏し輸入品多きこと、(三)地理的地位の危険大なること、(四)海上連絡の脅威せられたること、(五)空軍に依りて獨逸鐵道網の破壊され易きこと、(六)空軍を有せず且工業地帯は開戦と同時に占領せらるべきこと、(七)獨逸が動員準備を有せざること等を指摘して、獨逸の軍事潛勢力の寧ろ小なる所以を結論し、且戰時軍備の膨脹力大なる國は一舉敵の軍事潛勢力を自己の掌中に收むべきが故に問題は潛勢力如何にあらずして、之を利用するの準備如何に在りと云へり。(註九) 然り而て獨逸は前述の制限

の結果老朽豫備兵を網羅するも、第一次動員時に於ける兵力を平時兵員數の二倍に達せしむること困難に、其の強大なる隣邦佛國に對し、一對四十五の劣勢を以て戰端を開くことは、ルーデンドルフ將軍も認めたるが如く、既に技術的に不可能なり。且各兵科兵員數及其の編制も亦制限せらるるが故に、敵國は獨逸の兵力を精密に打算し得るに反し、獨逸は特殊の兵科を發達せしめて意外の戰勝を博するの望を絶たざるを得ず。豫備兵を平時軍備と看做すの適否は暫く措き、之を制限することは眞に軍縮の要求に合し、技術論よりすれば、是非必要の措置なりとし、ヴェルサイユ條約の定むる志願兵制度は豫備兵制限の對案を以て目すべきものなりとす。

H. Friedls は兵器改良即ち新式兵器の Motorisation の結果猛將勇卒は技師と代はり、茲に“Innerabrüstung”を實現すと云ひ(註一〇) Major-general Silbert は“Fries and West; Chemical Warfare”の序文に於て、“Men are nothing in modern war unless they are equipped with the most effective devices for killing and maiming the enemy's soldiers, and are thoroughly trained in the use of such instrument.”と述べ、フアルビー大佐は如何に多數の兵員を集結するも武器なければ彼等は土偶に等しく戰闘不可能なりと云ひ、Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke は使用中の兵器よりも貯藏中の兵器に重きを置き、米國は豫備兵に兵器を供するに最も良き條件の下に置かれたるも、尙兵員に武器彈藥を行渡らしむるに十二箇月乃至十八箇月を要したることを指摘し、軍縮會議準備委員會に於て米國委員が豫備兵及貯藏材料は全陸軍問題の核心(Kernpunkt der ganzen Landrüstungfrage)を爲すものにして、米國は民間工業を軍需工業に轉換する爲十二箇月乃至二十箇月を要し、原料の豊富に拘はらず開戦より戰爭終結迄に米國が戰線に輸送し得たる武器は僅に四種類に止まると云へるを引用し、國際聯盟混成委員會に於ける佛國軍事專家は兵員に一の價値を附し兵器彈藥に六の價値を附せり。斯の如く近世戰爭に重要意義を有する軍備の物的要素特に武器彈藥に何等の制限を課せざらむか、軍縮協定に加

入することに依りて、軍需工業を有せざる國將又貯藏材料及軍需工場の制限せられたる國は容易に之を有する國將又其の制限を受けざる國の爪牙に委せらるべく、一國は破壊力絶倫の武器を發明することに依り確實に決定的勝利を得、或は第一次動員直後の戦争に於て敵の死傷を大ならしめ、戦闘の慘禍をして甚大ならしむるに至るべし。此の事實に鑑み、講和條約たるヴェルサイユ條約陸軍條項は獨逸等に於ける兵器の輸出入を禁止し、製造工場を制限し、破壊力大なる武器の取得又は使用を禁止し、保有し得べき兵器及彈藥の種類及數量の最大限を定めたり。故に獨逸國陸軍は十萬の現役兵及一定少數有限の豫備兵を有すると同時に、其の武裝に必要な一定既存兵器の一定數量を有するに過ぎず。觀るべしヴェルサイユ條約の規定が人的及物的要素の兩方面より獨逸陸軍の平時兵力のみならず、獨逸が萬一乾坤一擲の壯舉に出でたる場合に於て、第一次動員直後より約六月前後即ち獨逸が新部隊を編成し、其の訓練を完成し、且工業動員の結果新部隊に兵器彈藥を供給し得るに至る迄の戦時兵力を制限するに於て、充分に成功せることを。今強てヴェルサイユ條約の缺陷を求めむと欲せば、(一)其の履行確保困難なること、(二)下士と兵卒との割合を定めざりしこと、(三)豫算制限の方法を併用せざりしこと、(四)兵器保有量と工業能力との間に如何なる關係を保たしむべきやを明に規定せざりしこと、(五)新型兵器の禁止問題を慎重に考慮せざりしこと、(六)宣戰より約四月乃至六月を経て交戰の第二期に入り獨逸が其の壯丁全部を戦線に立たしめ、工業動員を行ひ、所謂 "maximum potentials of war strength" を發揮し、戦争が "the clash of nations in arms" の外觀を呈したる場合に於ける兵力を制限せざることを指摘し得べしと雖も、前五者は大體陸軍制限に固有の技術的障碍たり、後者は軍備制限條約を以て如何とも爲す能はざる事項に屬せり。將來に於ける双務的陸軍縮少協定がヴェルサイユ條約第五編の規定に接近すればする程、右協定は完璧に近かるべしと雖も、直接軍備制限會議に於て均等の地步に立ち、軍備の自由を保留せむとする利害關係國間に協定せらるべき條約

に於ては、到底徵兵制度の撤廢及動員措置の禁止を望むべからず、豫備兵を制限し、國軍の兵科編制を制限し、兵器彈藥の種類及數量を制限することは、國際聯盟軍縮會議準備委員會に於ける軍備制限條約案審議の經過に徴し吾人は其の望を絶たざるを得ず。

Noel Baker 教授は以上の理由に鑑みて、大にヴェルサイユ條約の陸軍條項を緩和し、列國が軍備縮少に相當の誠意を示す場合に於て尙效果的軍備縮少を招徠するに足るものとして、次の軍備縮少協定基礎案を考案したり。(註十二)

(一)、平時に於ける現役總兵員數を制限すること、右制限は兵科の如何を問はず一切の將校、下士、兵卒、教官及補充部隊の基幹を構成する兵員に及ぶべきこと、

(二)、大體憲兵及警察隊は一九二五年の員數に之を制限し、税關吏、森林看守等は一九一三年の員數に之を制限すべきこと、

以上の諸吏員の軍事教練及武裝に關し一定の制限を設くるか又は右諸吏員を第一項の兵員中に算入すべきこと、

(三)、トリアノン條約に倣ひ各兵科兵員數の最大限及最小限を定むること、

(四)、有効に利用し得べき豫後備役兵員數を減少するの目的を以て、將校員最大限を總兵員數數の二十分の一、下士員數最大限を十五分の一に制限し、各種陸軍學校數を總兵員數に比例する一定數に制限すること、外國軍人の傭聘又は自國軍人の外國應聘を禁止すること、

(五)、二年間服役したる豫備兵は十年間有用なるも、六月間服役したる豫備兵は僅かに四年間有用なるに鑑み、徵兵の服役期間を成るべく短期に例へば六月に制限すること、

(六)、臨事短期の教練に服する民兵及義勇兵特に英國の territorial forces に關しては、毎年施さるべき教練期間に關

し一定の制限を設け、其の人員を第一項總兵員數の一定歩合に制限すること、尙徴兵制度を有せざる國には多數の *territorials* を割り當つること、

(七)、兵器及彈藥の制限に關しては其種類と數量とを定むる平和條約の制限方法を其の儘採用すること望まじきも、斯の如きは恐らく不可能なるべきが故に、締約國が毎年支出し得べき兵員千人當兵器彈藥購入及製造費を制限すべきこと、加之戰爭の慘禍を大ならしめ多大の軍事費を必要ならしむる軍用飛行機、毒瓦斯、裝甲車、タンク等の近世的戰鬥手段を能ふ限り禁止するに努むべきこと、植民地に於ける反亂鎮壓の爲、兵器彈藥に對する制限を遵守し得ざるときは締約國は聯盟理事會の承認を得て之を増加し得べきこと、

(八)、千人當兵器及彈藥購入費年額の外締約國の總陸軍費又は千人當陸軍費を制限するの望まじきこと、

右陸軍費は模範的豫算科目に則り、兵器彈藥購入及製造費及其他の費用の二章以下款項に區分し、後者の費用は各締約國の一九一三年又は最近數年間又は前年の實際支出額を基礎として之を制限し、以て各締約國の軍制及生活費等各種の軍事費決定要素に適合せしむべきこと、

(九)、植民地の占領維持に必要なも母國の防禦には貢獻し得ざるべき植民地兵の兵員及兵器彈藥等に關しては、軍備縮少條約の附屬協定として一定の制限を設くべきこと、前記第三項編成に關する制限、第五項服役期間に關する制限及第八項兵器彈藥購入及製造費以外の陸軍費に關する制限は、之を缺くも軍備縮少條約の成立を妨げざること、

軍備制限協定は原則として、戰時中適用を停止せらるべきものなるも、既に述べたるが如く軍縮と安全とを兩立せしめむが爲には、該協定が設定する軍備の釣合を戰時に於ても大體維持し、*"equilibrium as to the striking force"* を存續せしむるの用意なかるべからず。海軍に在りては銃材と艦艇との距離は頗る遠きに反し、陸軍に在りては三、四月にして

新壯丁を兵員となし、迅速に材料を武器に製造し、軍事専門委員會の所謂 *"overnight conversion"* に依り軍事潛勢力を迅速に現實の軍備と成すが故に、該均勢の維持はヴェルサイユ條約の場合に於ても既に相當困難に、其の他の更に粗漫なる双務的協定の場合に在りては絶対に不可能なり。

軍備制限協定採擇の結果、協定に違反せざる範圍内に於て新たな軍備競争を激成するの傾向あることは吾人の特に力説せる所なり。前述ベーカー教授の考案は既に豫備兵員數、陸軍の兵科編制、及兵器彈藥の種類數量に關する何等の制限を含まずして、締約國に際涯なき軍備競争の餘地を存し、甲國が佛國の例に見るが如く兵役年數を短縮し、多數の豫後備兵を擁して、戰時膨脹力の増加に努むれば、(註一三) 乙國は特種の兵科及特種の武器を發達せしめて、之に對抗すべく、若し一締約國にして破壊力絶大なる新武器を發明採用するに至れば、軍縮協定の設定したる軍備の均勢は直に根本的に顛覆せらる。見よ、殷鑑遠からずして、佛國の戰時國民動員に關するボンクール法は軍備の核心を一般義務兵役制度採用に關する兵役法より移して戰時國家總動員法 (*Gesetz über die allgemeine Organisation der Nation im Kriege*) の上に置き、平時在營兵のみの制限に満足せむとする軍縮會議準備委員會採擇の陸軍軍縮綱領を殆んど價值のものとなさむとするにあらずや。(註一四) 加之軍事豫算を以てする軍備制限は勿論不可能にあらずも、多大の技術的困難を伴ひ、國內立法に干渉することを必要とし、從て憲法論其の他の反對論に遭遇すべきこと期して待つべく、條約の實行確保を目的とする國際監督機關は相互援助條約案、平和議定書、軍縮會議準備委員會の條約案等に於て規定せられたるも主權論に立脚する反對論の絶えたること無く、ヴェルサイユ條約に定むるが如き監督機關は得て望むべからず。觀じればベーカー教授の提案は諸締約國間に於ける平時兵力の均勢を戰時軍縮協定適用停止の日に於ても或る程度迄維持するの方策を缺き、技術論よりすれば不完全にして各國の賛同を確保するに足らず、而も政治上及憲法上の見地よりすれ

ば既に煩瑣に過ぎて果して各國の受諾する所となるべきや頗る疑なき能はず。

若しベーカー教授の案にして既に此の運命を免かれずとせば、兵員、材料及豫算の三方面より系統的組織的に陸軍兵力を制限せむとする Rennie Smith: General Disarmament or War? の内容ある提案が軍縮會議の好意的考慮を値せざるべきや多言を要せず。(註一五) レフェブア著、科學的軍縮(Victor Lefebure: Scientific Disarmament)は獨立一全の軍縮問題の解決の目標は文明國間の大規模にして組織的なる敵對行動を除去するに在りとなし、軍備の人的及物的素材を實戰に轉用せむが爲には概して一兩年の“conversion lag”を必要とするが故に兵器及軍事潜勢力中の目抜の要素を一九一四年の廿分の一に制限し新式武器の發達を抑制して“international equivalence of armament type”を確保し、兵器の民營工場を廢止して官營工場の兵器製造能力を制限し、且豫備兵を制限して“equilibrium as to the striking force”を確保し以て技術的、效果的、堪久的軍縮を實現せむことを提言したり。然れども本案の如きは既に對外軍備の全廢に等しく超國家の創建に伴ふ軍備の國際化の場合に於てのみ始めて考慮を値すべきなり。(註一六)

エッシャー卿案以後に於て歐洲列強の陸軍兵力量を數字的に制限せむとする提案として獨逸國際聯盟協會((Deutsche Liga für Völkerbund) 陸軍軍備縮少案を紹介し得るは吾人の欣幸とする所ならずんばあらず。即ち一九二六年獨逸國際聯盟協會の組織に係る軍縮問題研究委員會は前公使ゴートハイ博士(Dr. Gothein)前州長官(Regierungpräsident a.p.) ユンゲン博士(Dr. Junghann) 豫備陸軍大將マクス・モンジエラス伯(Graf Max Montgelas) 帝國會議員休職州次官フアン・ラインバベン男(Freiherr von Rheinbaben) 新聞編輯長シュワルツ(Schwarz)の五氏を委員とし、具體的軍備縮少案に到達する爲問題を歐洲諸國の陸軍縮少問題に限り、従来の軍備制限試案を、(イ)獨逸、奧地利、洪牙利、勃牙利の四國に實施せられつゝある徹底的軍備撤廢(radikale Abüstung)。(ロ)規約第八條の要求に應ずる防禦的軍備組織

の一般的採用即ち侵略的政策の支持に不適當なる軍備に限り之が保有を容認するもの(Allgemeine Einführung, einer defensiven Wehrorganisation, die ihrer Natur nach nicht geeignet ist, einer aggressiven Politik Vorschub zu leisten。)(ク)軍事費豫算の制限の三種に區分し、自國の經驗に鑑み、徹底的軍備撤廢は、(一)長期服役の志願兵制度は極て不經濟にして、歩兵五萬人を含める十萬人の兵力を維持する爲、獨逸は四億七千四百萬ライヒスマークを費せるに、瑞西は一旦緩急の際、三十萬の兵士を戦線に立たしむる爲、僅に六千四百萬ライヒスマークを費すに過ぎざること、(二)長期服役の志願兵制度は自國の安全保障及國際義務の強制に協力するに足らずして、規約第八條の要件を充足せざること、(三)多數工場特に「或は萬一」軍需品製造工場となるやも知れざる建築物の破壊撤去及生産用機械の全國的撤布に依り無意義の犠牲を拂ひ、軍用器材製造工場を二、三のものに限りし結果軍需品價格の騰貴を來し、武器其他豫備材料の數量を僅少に限りたるが故に時々刻々補充を必要とし、大量註文を爲し得ざる爲價格著しく高價となれること等の缺點あるに依り之を一般諸國に普及し得ざるものと斷じ、仍て寧ろ獨、奧、洪、勃の四箇國が一切の聯盟國の遵守すべき規約第八條の規定に適合せる軍縮條約に均霑すべきものなりと論結し、一般歐洲諸國の遵據すべき軍縮綱領としては攻勢的政策を支持するには足らざるも、經濟生活に何等の害悪を及ぶことなき防禦的軍備組織を推奨し、其の結構として、戦時には一般徵兵義務を課し、平時には最長期間一箇年を超ゆることなき期間服役する一定有少数の新兵を徵募する兵役義務を課し、以て少數民族、健康完全ならざる者、家庭を去り難き事情ある者等は義務を免除することとし、歐洲大陸諸國の平時陸軍兵力最大限を獨逸、佛蘭西、伊太利各二十萬人、露西亞三十萬人、爾餘の諸國に關しては總人口の三分の一パーセント(獨逸總人口六千二百萬人に對し兵員二十萬人と略同一の割合)を保有せしむ。此の數字は五箇年の期間經過後に於ては最早決して超過することを許されざる最高限を示し、全基幹人員(將校下士等職業的軍人)及一訓練年

度中に徵募せらるべき新兵の總數を包括するものとす。故に一箇年兵役義務の代りに半箇年兵役義務に服すべき新兵四十萬人を徵募することは之を許さず。尙佛蘭西及伊太利は海外領土の爲に歐洲人の指揮する土人編成部隊を維持することを得、但し此の部隊の員數は海外領土人口の千分の一を超えず、且植民地防禦の爲にのみ使用せらるべきものとす。同様に白耳義はコンゴ植民地守備軍一萬六千人、和蘭は東印度守備軍三萬二千人を維持することを得るものとす。又例外として瑞西には從來存在せる民兵隊を保有せしむるものとす。以上の如く兵力量を決定したる上は各國共之に比例して絶對的に同一性質の武器を保有し得るものとし、毒瓦斯の一般禁止及重砲の最大口径制限に付規定を設け、保有兵力量一萬人毎に各國が保有し得べき重砲、輕砲、重機關銃、輕機關銃、地雷發射器、タンク並飛行機及航空船の數量を嚴密に制限すべきものとす。而て最初の五箇年の期間滿了後に於て第二次軍備縮少に着手し、十箇年の期間滿了迄に第二次軍備縮少を完了して各國共其の兵力量及材料の數量を更に半減すべきものとす。斯の如き軍備縮少案を採用するときは現在全歐洲の維持しつゝある兵員二百七十五萬人は五箇年以内に半減し、十箇年以内に四分の一に減少せられ、數十億の軍事費は平和目的に轉用せられ、如何なる強國と雖も現在兵力の四分の一以下を有するに過ぎざるが故に平和擾亂者は何國と雖も容易に國際聯盟に依り膺懲せらるるに至るべし。今一師團の兵力を壹萬人とし、之を單位として前述の軍縮協定を表示するときは露國は五年後に三十師團、十年後に十五師團、獨、佛、伊は夫々五年後に二十師團、十年後に十師團、爾餘の諸國は獨逸に認容せられたる兵力量を基本となし、人口三百萬人毎に五年後に一箇師團、十年後に半箇師團を保有することとなるに至るべし。(註一七)

Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke は前記獨逸聯盟協會の提案の理由あることを肯定し、正義公正の見地より次の事項は一般的に之を禁止するか一般的に之を認容せざるべからずと云ひ、

(一)、徵兵制度

(1)、青年の軍事教練

(2)、歸休兵の訓練(Uebungen des beurlaubten Standes)

(四)、動員準備

次の事項は獨逸、佛蘭西、伊太利等一切の國を均等に待遇するの原則に依り規律するを要すと云へり。」

(五)、兵器の種類及數量

(六)、軍需工業の制限

(七)、國際聯盟の機關に依る軍事監督、但し該機關は世界大戰中の中立國専門家に依り構成せらるること

尙フォン・クル博士及ハンス・ガルケ氏は一家の支柱たる者を兵役義務より免するの社會的正義に合せる所以を力説し、波蘭、チェッコ・スロワキヤの如き法律的意義に於ける民族的國家(所謂少數民族多きが故に政治上の意義に於ては民族的國家にあらず)が少數民族を兵役義務より免除するの急務たる所以を説き、一九一四年に於ける列強の在營兵は獨逸に在りては人口の一・一七パーセント、墺地利、洪牙利に在りては〇・九四パーセント、佛蘭西に在りては二パーセント、露西亞に在りては冬季一・〇九パーセント、夏季〇・八五パーセントなりしが、今前述の如く全人口の三分の一パーセントを在役兵として維持するときは、少數民族を兵役義務より免除するも、チェッコ・スロワキヤに於てチェッコ人の全人口の約四分の三パーセント、波蘭に於て波蘭人の全人口の約二分の一パーセントを在役せしむれば足る所以を指摘し、外人軍隊(Fremdenlegionen)は外國青年の輕卒及一時的興奮發心を利用し、歐洲以外の瘴癘の地に於て外國士官の苛酷なる答の下に其の健康及生命を抛棄せしむるものにして、文明の觀念に反するが故に、必ず之を禁止し、

土人軍隊を歐洲大陸の戦線に立たしむることは委任統治に關する規約第二十二條第五項の精神に違反するが故に之を禁止するの必要あることを力説したり。(註一八) 然れども之等の提案は、歴史が繰返すものとすれば、ヴェルサイユ條約の桎梏より免かれ、再び自由に其の運命を開拓すべき日を待望するに餘念なき獨逸が、其の軍備の平等 (Zivellment) を齎さむが爲に、或は一般列強を自國の軍縮と同一程度の軍縮に赴かしめ、或は自國を一般列強の寛大なる軍備制限協定に均霑せしむることに依り、漸次にレプス・シツク・スタンチプスの原則の適用に漕付けむとする用意なりとは誰か知らざらむ。從て獨逸聯盟協會の陸軍軍縮案の如き壽府に於て到底學究的價值を有するに過ぎず。遮莫軍縮會議準備委員會及其の後に來るべき軍縮會議の採擇すべき陸軍軍備縮少協定が該委員會第三讀會案の程度に止まらむか、獨逸がヴェルサイユ條約の軍事條項に再應調印するを欲せざるの事實と相俟つて、或は獨逸は該協定に加入せずして抗議を繼續するの立場を撰ぶなきを保せざるなり。

満足すべき陸軍縮少協定成立の困難なること斯の如し、エツシャール卿は既に此の事實を觀取し、漫然一九一三年の現有勢力を基礎として、締約國本國の平時總兵員數のみを制限することを内容とせる軍縮協定案を混成委員會に提議したり。此の案は第一次動員後の約四月間レフエプリアの所謂 (Inert period) は戦局の勝敗に重大の影響を有すること、一國が現存部隊の能率著しく減少せずして之を戦時編成となす際の膨脹力は二倍乃至二倍半内外に留まるべきことを前提とす。本案に關しては混成委員會は動員時に於ける各國の軍事的措置に束縛を加へむとするの不可なるを容認せるも、尙物的要素制限の必要を認め、人口、富源、工業力等の潜勢力をも考慮中に加ふるの妥當なることを指摘し、エツシャール案を葬り去れり。然るに國際聯盟軍縮會議準備委員會第三回及第六回會議採擇の一般軍縮條約案は既に述べたるが如く現役兵員數の種類別に依る制限に關し一致の協定に達したる外、材料の直接制限を拒否し、其の補充的制限手段たる

陸軍全軍事實及陸軍材料費の制限は多數決にて可決したるも反對論相當多く、今更吾人をしてエツシャール卿の先見に驚かしむ。國際聯盟が國の安全及規約第十六條の制裁に協力すること等を考慮し、規約第八條の規定に遵據して實現せむとする軍備縮少の程度が獨逸等の不安全を増し、仍て戰勝國の安全を増さむとして、國內秩序維持及國境警備に必要な最少限度に舊敵國の軍備を制限したる諸平和條約の軍備縮少程度に近似せざるものあるは怪むに足らずと雖も、軍縮會議準備委員會の提案は前述ベーカー教授の微温的提案を去ること既に遠く、結局一般軍縮會議の採擇し得べき軍備縮少協定は、漫然其の締約國に規約第八條の義務を履行したりとの口實を籍す底のものにして、欺瞞的解決を齎すものにあらざるなきかを疑はしむ。

軍縮會議準備委員會第三回會議劈頭の一般討議に當り日本委員佐藤公使は述べて曰く、聯盟規約第八條の精神に從へば各國の保有すべき軍備の程度は結局各國が任意に決定する所たらざるべからずと。同會議の末期に當り本委員會が軍縮の爲に成就する所如何に尠少なるかを觀取したる白耳義委員ド・ブルーケール氏は揚言して曰く、余は着席する以前に於て吾人が今迄辿り來りし余の目に映する退歩的進歩 (La progression descendante) に付注意を喚起するを許されむことを望む、吾人は仲裁裁判、安全、軍備撤廢 (désarmement) の著名なる三部曲を出発點とし、當時輿論の共鳴を買ひたり。暫くにして吾人は獨語すらく、吾人の取扱はむとする問題は軍備撤廢にあらすして縮少に (réduction) 過ぎずと。後吾人の研究の進むに連れ、吾人の注意を喚起する者ありて曰く、縮少を企圖するは恐く大望に過ぎむ、若かず制限 (limitation) を以て満足せむにはと。然るに今や吾人は此の最後の語「制限」をも抹殺せむとする時期に到達せり、吾人の起草したる條約は之れ軍備制限條約案にあらずして軍縮公表條約案 (une Convention de Publicité) に過ぎずと。第六回會議後閉會に際しセシル卿は自ら慰めて曰く、吾人の最初の成果は極て空粗なりとするも、十年毎に條約案は其の

改訂を経て、變容進歩を見るべく、此の見地よりすれば常設軍縮委員會の設置は頗る有意義なりと。同一の機會に於て佛國委員マツングリ氏は述べて曰く、現存條約の尊重、安全保障の組織、及一般的政治狀勢と軍縮と互に雁行すべきことは國際聯盟の基本原則なり。吾人は軍縮の貧困を笑ふ以前に於て安全保障確立の爲果して何事が成就せられしやを回想するを要す。されば軍備てふ國內問題が國際法の領域に移讓せらるることは一大事件と云ふを妨げざるなりと。第六回會議前期に於て獨逸委員ベルンストルフ伯は揚言して曰く、よしや軍縮實現の第一階梯に過ぎずとするも、獨逸政府は軍備の一切の要素を包含せず、且現在に於ける過度の軍備に相當の減少を齎さざる解決案を到底受諾すること能はずと。第六回會議後期の閉會に臨み同伯は又曰く、獨逸は重大なる缺陷と省略とありて軍縮の決意を示さざる條約案を受諾する能はずと。露國委員リトヴィノフ氏は之と相前後して聲明して曰く、本委員會は難を避けて易きに就き、各國委員の間に意見の一致を見ざりし重要な條項は擧げて之を削除したり。否決せられ又は撤回せられたる軍縮提議は採擇せられたる條項よりも遂に多數に上れり。露國側の一般的軍備即時全廢案及軍備縮少案の否決は云はずもがな、本委員會は化學戰、及空中砲撃の禁止に關する露國提案を否決し、既教育豫備兵の制限に關する條項を拋棄し、貯藏空軍材料の制限に關する提案を葬り去り、列學主義に依る陸軍用武器の直接的制限を否決することに依り、攻撃的武器の全廢を不可能ならしめ、陸軍豫備兵及航空士の階級別分類表の作成を否決することに依り、大軍の動員を抑制するの手段を失はしめ、陸軍及空軍の本國に在るものと植民地に在るものとの區別を絶對的と爲し、以て其の融通を禁止するの方策を拒否し、露國委員提案の新破壊手段使用禁止に關する提案を考慮に上さむとせず、支那側の徵兵制度廢止に關する提案を否決し去れり。之を要するに本委員會が軍備の一切の要素を捉へて之を縮減するの主義を拋棄したることは本委員會の事業の價値の上に決定的意義を有するものなりと。又曰く、*“En effet, nous sommes en train de décider de ne pas*

*parler du tout de désarmement. C'est le moyen le plus commode d'obtenir l'unanimité. En fait, nous vidons le projet de convention de toute sa substance, nous n'en laissons qu'une coquille vide.”*と。第六回會議第二次會合の閉會に臨み、露國委員 Lounatcharsky 氏は露國委員が軍縮を安全に依存せしめむとする主張に對し力爭せることを高調し、委員會が眞に平和の保障たる露國諸提案を拒否し、現存軍備の維持増加を可能ならしめむとするを難じ、委員會の事業を「明白なる不成功」と貶せり。

尙米國委員ギブソン氏は倫敦海軍會議特に英米妥協の出發點となりし歴史的聲明に於て陸軍軍備縮少問題にも論及し、最近數年間に制限なる文字は専ら現在兵力又は現在以上の兵力を認容する協定を指稱する爲に用ひらるるに至れり、而て此の制限なる語は今や一般的に實質的縮少とは風馬牛相關せざるものと思考せらるるに至れりと慨嘆し、第六回會議第二次會合の閉會に臨み條約案が重要な軍備の要素を把握せざるを遺憾とし、望を將來の諸會議に繋げり。宜なり Dr. H. von Kuhl = Hans Garcke が既教育豫備兵及貯藏兵器を制限せざる軍縮協定は軍縮問題の欺瞞的解決に過ぎずとて次の言を爲せることや。(註一九)

*“Trotz allen französischen Einwänden muss also daran festgehalten werden, dass die vorgeschlagenen Methoden für die Begrenzung der ausgebildeten Reserven und des lagernden Materials ohne allzu grosse Schwierigkeiten praktisch durchführbar sind, dass die Erfassung dieser beiden wichtigsten Rückungsfactoren unbedingt notwendig ist, wenn dem Artikel 8 der Völkerbund-satzung überhaupt Geltung verschafft werden soll, und dass ohne diese entscheidenden Massnahmen die Annahme der von den Franzosen befrworteten Methoden nur eine Scheinlösung des Abrüstungsproblems bedeuten würde.”*斯の如くにして將來締結せらるることあるべき軍縮協定にして寧ろ有名無實に終らむか、各國が國際聯盟を中心とす

る一切の平和運動、國際關係の改善、國內政治特に財政上の理由に顧み、任意適度に其の軍備を加減調節するに放任するに比し、幾何の利益あるべきや。聯盟諸委員會に於ける佛國委員其の他は此の場合に於ても尙現有勢力を固定し、軍備擴張競争を阻止するの利益ありと主張するも、こは全く消極的利益に過ぎずして、國際聯盟の標榜する縮少の約束は遂に無視せられむことを吾人は惧れざらむと欲するも得ず。"It is a rule that what is found is what is sought."

國際聯盟の軍縮運動が此の状態に膠着するは陸軍制限に於て海軍の縮少に鋭意する統制力ある米國に該當する發案者なく、安全の保障不充分にして多數の列國は其の錯綜せる特殊事情を前にして寧ろ軍備の自由を保留せむとし、獨、獨等の軍備制限に拘はらず、尙無政府状態、武裝的平和加之慢性的戦争が世界に君臨しつゝあることを明徴にするものなり。(註二〇) 彼の異邦人の内在的需要を忽ち當爲として受容し、彼等の惡意ある善意の宣傳に譬の如く飛散する無識の有識者はいざ知らず吾人は事實上武威に依りて僅に地を繼ぎ之を保つことを得たる日本が、極東に於ける一般情勢(露國正規軍及民兵軍基幹部人員五十六萬二千人、國家保安隊十三萬人、民兵四十萬人、支那兵二百萬人)の冷酷なる現實に照し、自由手腕を與へよと云ふ外想定することすら難き安全保障の體現する以前に於て、猥りに陸軍軍備の自由を抛棄して、公表條約以上の效果的實際的解決案を受諾するの危険なることを力説して止まず。(註二一) 嘗てトアネが、軍備は第一義の政治問題なるが故に、双務協定に依る軍縮(Disarmament conventionnel)は不可能にして、吾人は或は仲裁裁判制度の發達、或は國力の竭盡、或は民主主義の前進より結果する任意的制限(Limitation volontaire)を期待し得るに過ぎずと云へるは尙陸軍制限問題に關する限り一部有効に適用せらるるを見る。(註二二)

註一、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 374.

註二、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 72-73.

註三、ダホルサイニ條約第五編、Ilosono: International Disarmament. Noël Baker: Disarmament. Société des Nations. An-nuaire militaire. Noël Baker: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 7-58 を參照せよ。

註四、N. Baker: Disarmament, pp. 120-124

註五、Ibid, p. 74

註六、League of Nations: Preparatory Commission for the Disarmament Conference. Report of Sub-Commission A. 65-77.

註七、League of Nations: Minutes of the Fourth and Fifth Session of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference.

註八、League of Nations: Preparatory Commission for the Disarmament Conference, Third and Sixth Session, first part and second part. Report. Section d'Information, Secrétariat de la Société des Nations, Travaux Préparatoires. Société des Nations: Rapport du Comité d'Experts en Questions Budgétaires.

註九、Niemeier: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 124, 143-152.

註一〇、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 22-24.

註一一、Niemeier: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 114-119.

註一二、N. Baker: Disarmament, pp. 171-173.

註一三、一九二六年秋佛國陸軍大臣バンルーツエ氏議會提出の陸軍改革案に依れば、職業的兵士(Soldats de Carrière)十萬六千人、服役期間一年の徴兵二十四萬人合計三十四萬六千人(外に軍屬、傭人等二萬五千人及憲兵一萬五千人の維持を必要とす)を歩兵五割二分、騎兵八分七厘、砲兵二割二分二厘、工兵六分一厘、空軍七分四厘、雜務三分六厘に配分し、且總兵員を二十師團に編成し、以て本國の守備に充て、別に十八萬人の植民地兵ありて植民地の守備に任すべ

ルマのミタ。 (Le Matin, le 3 Decembre 1926)

註一四 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Achtes Stück, pp. 57-71.

註一五、レンニースミスの陸軍制限案は次の如し。

(甲) 總則

- (一) 締約國は本條約の條規及附屬表に遵據して其の國軍を縮少制限することを約す。
- (二) 各國軍は如何なる場合に於ても理事會の同意なくして、本條約に定められたる制限を超過することを不得す。
- (三) 本條約に定められたる軍備の制限は本條約の效力發生の日より五年以内に召集せらるべき、一般軍縮會議に於て改訂せらるべし。

(乙) 陸軍條項

- (一) 本國に駐屯する各國陸軍の現役兵の總兵員數は別表第一に定められたる各國別兵員數を超過する事を得ず。
(現役兵なる文字は兵器廠軍用倉庫、行政官廳、諸練習所、士官學校等を含める一切の陸軍一切の隊伍に屬する全人員を意味す)
- (二) 軍隊的組織の下に構成せられたる國家機關(武裝せる警察隊税關監視、森林看守等)の總人員は別表第二に定められたる各國別人員表を超過することを不得す。
- (三) 植民地、保護領、委任統治地域に駐屯せる陸軍現役兵總兵員數は別表第三に定められたる數を超過することを不得す。
- (四) 別表の第一に依り各締約國に許容せられたる總現役兵員數に對する士官の割合は二十分の一、下士の割合は十五分の一を超過することを不得す。
- (五) 徵兵制度の行はるる締約國に於ては、義務兵役制度の期間は最大限一年を超過することを不得す。

- (六) 徵兵制度の行はるる締約國に於ては前條に定むる現役を終了したる既教育豫備兵の演習召集期間は第一年に於て二十日間、第二年以降に於ては毎年十日を超過することを不得す。
- (七) 志願兵制度の行はるる締約國に於ては、現役を退きたる既教育豫備兵の演習召集期間は、徵兵制度の行はるる國の軍隊に關し、前條に定められたる期間を超過することを不得す。
- (八) 志願兵制度の行はるる締約國に於ては、義勇民兵守備隊の總現役兵員數は別表第四に定められたる各國別人員數を超過することを不得す。其毎年の演習期間は三十日を超過することを不得す。
- (九) 現在行政事務に従事しつゝある軍人に代ふるに非軍人を以てすることを不得す。
- (十) 次の種類の材料の全重量は別表第五に定むる各國別噸數を超過することを不得す。
 - (イ) 使用中たると貯藏中たるとを問はず一切の口径の大砲但し沿岸防禦砲を含む、
 - (ロ) 使用中たると貯藏中たるとを問はず一切の種類の彈藥、但大砲及小銃の彈藥を含む、
 - (十一) 使用中及貯藏中のタンク、裝甲自動車、其の他の車輛の總數は別表第六に定められたる、各國別數量を超過する事を得ず。
 - (十二) タンクは若干噸を超過することを不得す、又口径若干ミリメートルを超過する大砲を搭載することを不得す。(英國は潜水艦全廢の交換條件としてタンクの全廢を提議し得べし)
 - (十三) 使用中及貯藏中の機關銃、小銃、騎兵用短銃、其他の小型兵器の總數は次の數字を超過することを不得す。
機關銃、第一表に定むる各締約國別現役兵員數千人に對し若干挺、
小銃又は騎兵用短銃、同千人に對し若干挺、
 - (十四) 第二條及第八條に定められたる補助部隊其の他を含める各國陸軍の武裝、維持補修に要する一切經費年額は別表第七に定められたる各國別定額を超過することを不得す。

(十五) 毎年の陸軍豫算中次の款項に對する經費年額は別表第八に定められたる各國別、各款項別定額を越ゆることを得ず。

- (イ) 現役兵の維持、
- (ロ) 材料の補修、
- (ハ) 新材料の購入及製造、
- (ニ) 要塞兵器廠其の他の軍用工事新營、
- (丙) 一般條項

(一) 締約國は毎年六月一日以前に於て當該年度の陸海空軍豫算額及前年度の實際支出濟額に關する報告を國際聯盟理事會に報告すべし、之等の報告は別表第十六に記載の様式に従て作成せられ、豫算總額及其の内譯を明示すべきものとす。

(二) 國際聯盟理事會は陸、海、空軍豫算に關する事項に堪能なる専門家より成れる軍事費豫算委員會 (Commission on Armament Budgets) を設置すべし、該委員會は前條に遵據して各締約國の提出する年報を審査し之に付其の適當と思考する批評又は陳述を理事會に提出すべし。

(三) 軍事費豫算委員會は時期如何に拘はらず次の事項の結果として別表第七及第八に依り或國に國防費として認容せられたる額を更訂すべきことを、理事會に勧告することを得。

- (イ) 服役期間の短縮、徵兵制度の廢止、
- (ロ) 非常に重要な技術的發明、
- (ハ) 貨幣購買力の著しき變化、
- (ニ) 貨銀標準の著しき變化、

(四) 本條約條規の遵守又は履行に關し、紛争起りたる場合には聯盟國は理事會多數決を以て必要なりと決定したる訊問調査に便宜を供與すべし。

(五) 本條約は常任理事國北米合衆國及其他の十箇國に依り批准せられたるとき效力を生ず。(本案の海軍條項及空軍條項に關しては第十章第十一章を參照すべし)

註一六、外交時報第五十八卷第六號所載拙稿「フエニア著「科學的軍縮」批判參照。

註一七、獨逸聯盟協會軍縮委員會の軍縮案中に於ける歐洲諸國の陸軍兵力量は次の如し。

(イ) 五箇年以内及十箇年以内に實現すべき歐洲列國の陸軍縮少

國名	在歐洲全人口數 單位百萬	列國陸軍兵力	保有を許さるべき兵力最大限	
			五箇年後に	十箇年後に
露西亞	一〇九	五一五、〇〇〇 ⁽¹⁾	三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
獨逸	六二	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
伊太利	四〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
佛蘭西	三九、六	五七〇、〇〇〇 ⁽²⁾	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
波蘭	二七	二九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
西班牙	二二	一五五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
羅馬尼亞	一六	一二五、〇〇〇 ⁽³⁾	五五、〇〇〇	二七、五〇〇
チエツコスロバキヤ	一三、六	一二〇、〇〇〇 ⁽⁴⁾	四五、〇〇〇	二二、五〇〇

(口) 師團を單位とする同一趣旨の陸軍縮少

國名	在歐洲全人口數 單位百萬	保有を許さるべき師團數最大限		師團兵力量
		五箇年後に	十箇年後に	
露西亞	一〇九	三〇	一、五	トランスコーカジエン 及亞細亞に四又は五、
獨逸	六二	二〇	一〇	
伊太利	四〇	二〇	一〇	
佛蘭西	三九、六	二〇	一〇	白人一、有色三、
波蘭	二七	九	四、五	有色三
西班牙	二二	七	三、五	
羅馬尼亞	一六	五	二、五	
チエツコスロバキヤ	一三、六	四、五	二、二、五	
南斯拉ヴ	一二	四	二	
洪牙利	八	三	一、五	
白耳義	七、五	二、三	一、一、五	コンゴ一有色一、二 東印度三
和蘭	七、五	二	一	
奧地利	六、五	二	一	
葡萄牙	六	二	一	

國名	在歐洲全人口數 單位百萬	保有を許さるべき師團數最大限		師團兵力量
		五箇年後に	十箇年後に	
瑞典	五、九	二	一	
希臘	五	二	一	
勃利	四、九	二	一	
瑞西	三、九	六	三	最初の五年間は從來の兵 員數を維持せしむ
芬蘭	三、四	一、三	〇、五	
丁抹	三、三	一、二	〇、五	
諾威	二、七	一	〇、五	
リヂニア	二、三	一	〇、五	
ライツニア	一、九	〇、五	〇、二五	
エストニア	一、一	〇、五	〇、二五	
合計	四一〇、八	一四六、一五二	七三、七六	

(1) 一國の軍隊が一師團以下に下ることを得るや否やの問題は各場合に付慎重に検討するの要あり

註一八、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Drittes Stück, pp. 153-162.

重一九、Ibid., Drittes Stück, p. 139.

註二〇、昭和五年一月陸軍省刊最近帝國及列強の陸軍、昭和七年一月刊同上

註二一、雜誌支那、昭和六年十月號所載拙稿「極東軍縮を論じて」次の軍縮會議に及ぶに參照。

註二二、R. Toinet: La Limitation conventionnelle des Armements, pp. 219-222.

第十章 海軍軍備縮少の内容

海軍軍備制限が陸軍の夫に比し容易なることは、屢々會議に於て主張せられ、論策家に依り容認せられ、事實上ヴェルサイユ條約海軍條項は陸軍條項に比し遂に簡單なり。斯の如きは、(一)海軍材料たる軍艦は一定の乗組員を必要とし、戦時之を充實する外豫備兵を必要とせず、兵の傷くや軍艦も亦損傷を免かれざるべく、之が爲め戦闘員の増加又は補充に大なる兵員を要せざること、(二)海軍は戦時に於て平時兵裝の軍艦を其の儘使用すること、(三)海軍は戦時に於て平時所有の軍艦のみを使用し得るに過ぎざること、(四)軍艦の建造取得は之を秘密に附する能はず、從て條約の履行を容易に確保し得べきこと、(五)軍艦及其の兵裝は陸軍及空軍用の或種兵器と異なり平時實用に供し得ざること等に起因す。換言すれば海軍力の重要構成要素たる軍艦、備砲、海軍根據地等が少數有限にして比較計量容易なること及平時海軍力が戦時海軍力と大體一致し、而も其の隠蔽し難きことは技術上海軍制限條約の起草を容易ならしむ。華盛頓會議の主たる難關が政治的意義を有する比率問題に存したるは蓋し偶然にあらず。(註一)

英佛兩國が和蘭に干渉したる當時に於ける右兩國間の海軍協定、英、米兩國の加奈陀湖水に關する協定、グレー卿の造艦計畫に關する報道交換の對獨提議、チャーチル氏の海軍休暇に關する對獨提議は歴史的興味を有するに過ぎず。海軍制限論者が乗組員數、軍艦の單艦噸數、合計噸數及備砲の制限に想到するは必然にして、第一回海牙會議に於ては合計噸數及海軍兵員數の制限、備砲の威力の制限並潜水艦及衝角艦の使用禁止に關する提議現はれ、米國大統領ルーズヴェルトは國內平和協會第一回會議に書翰を送りて艦型を適度に制限せむことを提議したることあり。一九一四年獨逸海軍

大佐 L. Pehrus は英國にして獨逸海軍力十に對し、十六の比例を保持せんと欲せば、獨逸の弩級艦三隻に對し、五隻を建造せざるべからず、十六年前の戦艦は一萬二千噸にして二千四百萬麻克を費したるが、現時の戦艦は三萬噸となり、備砲口径、速力及裝甲増大し、火藥の威力及諸機械の能率は著しく増加せり、故に軍艦單艦噸數を適度に制限することに依り、英獨共に經費節減の目的を達し得べしと説けり。(註二)

輓近國際聯盟主宰の羅馬專門家會議に於て起草せられたる華盛頓海軍條約の原則普及に關する條約案は主力艦合計噸數に於て露國十一萬噸、(露國委員は朝鮮海峡の防備撤廢、ダーダネル海峡の封鎖等五個の條件の下に二十八萬噸を以て満足すと聲明す)亞爾然丁八萬一千噸、伯刺西爾四萬五千噸、智利三萬五千噸、丁抹一萬三千噸、希臘三萬六千噸、和蘭二萬六千噸、諾威一萬六千噸、西班牙八萬一千噸、瑞典六萬二千噸を保有すべきことを提議せる外該條約の騰寫に過ぎず。一九〇二年智利、亞爾然丁間海軍制限條約は簡單なる協定に依り建造中の軍艦の取得を禁止し、保有艦の不完全なる武装解除に依り小規模の海軍縮少を實現したるものにして、(註三) 詳細の規定を含まざるが故に暫く之を措く。之に反し華盛頓海軍々備制限條約は日、英、米に關する限り戦闘艦の四割を廢棄し、保有又は代換せらるべき各締約國主力艦の合計噸數最大限を制限し、締約國英、米、日、佛、伊の主力艦海軍力の五、五、三、一・六七、一・六七の比率を設定し、主力艦の單艦噸數最大限を制限し、其の備砲口径を制限し、主力艦及航空母艦の廢棄、代換及改造に關し嚴格なる規定を設け、各締約國航空母艦の合計噸數最大限を制限し、其の單艦噸數最大限を定め、其の備砲の數及口径を制限し、水上補助艦に關しては其の單艦噸數最大限を一萬噸に、備砲の口径を八吋に制限し、潜水艦に關しては通商破壊の目的を以て之を使用することを禁止し、太平洋諸島に於ける防備の現状維持を約束し、且條約の精神を貫徹せしむるに必要な諸種の規定を設けたり。然るにヴェルサイユ條約は其の講和條約たる關係上更に苛重の條件を獨逸海軍に

課し、戰艦、輕巡洋艦、驅逐艦及水雷艇を夫々一萬噸以下、六千噸以下、八百噸以下、二百噸以下に制限し、且之等艦艇の隻数を夫々六隻、六隻、十二隻、十二隻、合計十四萬噸に縮減し、潜水艦の保有を禁止し、兵器彈藥及軍用器械の貯藏量を制限し、其の製造及輸出を禁止し、海軍所屬總兵員數並其の募集制度及服役期間に一定の制限を課し、且要塞及築城に關しても各般の制限を設けたり。(註四)

曩日の英獨海軍競争の如く天下の耳目を聳動する造艦競争存在せざる場合に於ても、軍備内容改善、關係的勢力向上の競争は暗黙裡に行はる。而て凡そ軍備制限が、制限せられたる事項に關する内包改善の競争及制限せられざる事項に關する外延及内包改善の競争を寧ろ激發するの傾向あることは顯著なる事實なり。(註五) 即ち華盛頓會議以降各國は主力艦の重量を軽くして艦型を大ならしめ、同時に其の威力を大ならしめむと欲し、船體構造を研究し、材料に輕き金屬を使用し、防禦的装甲の重量を減じつゝ、而も其の馬力を大ならしめ、以て速力を増加し、十六吋砲の砲門數を増し、(註六) 仰角を高め、英國の夫は三十五度に達し、砲身を長くし、彈丸の形狀及重量を變更し、裝藥及炸藥の質を改善し、一分時に於ける發射度數及初速を増加せむと努め、加之兵員を充實し、海軍根據地等を整備し、以て海軍力の質及威力の向上に資す。而て技術上の巧妙を競ふ點に至りては、航空母艦に於て其の極に達し、(註七) 日、英、米三國に關する限り一切の主力艦は三萬五千噸となり、一切の新巡洋艦は一萬噸に接近するに至れり。ヴェルサイユ條約の制限に服する獨逸の軍事費は尙世界第八位に位し、軍備の充實は主として機材の質の改善に注がれ、其の一萬噸巡洋艦は驚くべき巨費を要し一萬四千噸の夫の性能を具備せり。

華盛頓會議が何等の制限を齎らし得ざりし事項に關しては、爾後の軍備競争は一層甚しく、華盛頓會議以降一九二五年迄に、日、英、米、佛、伊五國は潜水艦合計百五十四隻、巡洋艦合計五十三隻、驅逐艦合計百四十四隻、總計三百五

十一隻を建造し、又は建造するの海軍豫算を可決したり。(註八) 今ブラッシイ海軍年鑑に據り壽府會議前一九二六年十二月現在右五國既成及建造中の補助艦を表示すれば次の如し。

	日	本	英	國	米	國	佛	國	伊	太	利
一萬噸級巡洋艦		四		四		二		三			二
七千噸級巡洋艦		四		八		一〇		三			〇
四、五千噸級巡洋艦		一七		三六		六		四			一〇
大型驅逐艦		四九		一六		二七〇		四〇			五三
中型驅逐艦		五一		一四六		〇		二八			二五
潛水艦		七九		六二		一二七		七五			五二
河用砲艦		一三		一九		一〇		三			〇
航空母艦		四		九		四		二			一

斯の如き事態を惹起したるは所謂 "pooled security" の缺如し、相對的安全保障の價値に乏しく、軍備制限協定内容の不充分なるに起因す。故に華盛頓海軍制限協定は以上の事實に鑑み、將來の軍縮會議に於て之を改訂増補し、ヴェルサイユ條約海軍條項に向て一步を進むるの必要あり。華盛頓會議後、著名の海軍評論家、バイウオーター氏はデリー・ニユースに寄書して第二回華府會議開催の障礙に論及し、(イ)米國は英國と全然同一の勢力を要求し、除外例を容認せず然るに英國は潜水艦の全廢又は補助水上艦艇の優越を認めしめむとすること、(ロ)新嘉坡海軍根據地建設に對する日本

の猜疑又は日本の右建設計畫放棄の要求あるべきこと、(ハ)佛國が潜水艦を以て海軍の中堅となさむとし、潜水艦合計噸數九萬噸を要求すべきこと、(ニ)佛國が華盛頓會議協定中の一部を批准せざることを列挙したり。

然れども以上の障碍に拘はらず華盛頓條約の精神を普及擴充することは、一面必然の勢にして華盛頓會議以降米國が補助艦制限問題を議すべき會議を招集し、バイウォーター氏の言を籍りて云へば、五國の關係的海軍力を固定せむとするの意あることは補助艦建造案に關する附帶決議中にも公言せられ、何人も識認する所なりしが、果然同國政府は補助艦に主力艦の比率五、五、三、一・六七、一・六七を適用するの希望を以て、一九二七年六月壽府に於て開催の會議に華盛頓海軍軍備制限條約締結國を招集し、日、英、米の三國之に参加せり。該會議に於て英國は主力艦及航空母艦の噸數及備砲口徑を縮少し艦齡を延長せむことを提議したるも、米國の反對に依りて議事に上らず。巡洋艦及驅逐艦に關しては、米國側は兩者各別に五、五、三の比率を適用し、事實上米國の巡洋艦及英國の驅逐艦を擴張する底の提議を爲し日本側は現有勢力維持主義を標榜し、巡洋艦又は驅逐艦の一方に偏重せる國あるに鑑み、代換年齡以内の巡洋艦及驅逐艦を一括して、其の合計噸數を制限せむことを提議し、英國は巡洋艦を一萬噸八吋級及六千噸六吋級に峻別し、前者に限り之に五、五、三の比率を適用し、英米に各十二隻日本に八隻を割當てむことを極力主張したるが、米國は英國の優良商船が六吋砲を搭載するに足り、小型巡洋艦が自國海軍に取り價値尠なきに鑑み、斷乎として英國の提議を斥け、會議をして決裂せしむるに至れり。故に軍事専門委員會が驅逐艦、嚮導驅逐艦、潜水艦の艦齡、單艦噸數、備砲口徑、速度等及制限より除外すべき艦艇に關し一致の協定に達したるに拘らず、本會議は遂に何等の成果を齎らさずして止り。(註九) 壽府會議の失敗の後を承けて倫敦海軍會議は英米不戰の了解を出發點となし、制限方式に關し、主力艦、航空母艦、巡洋艦にして口徑六・一時を超ゆる備砲を有するもの、巡洋艦にして口徑六・一時以下の備砲を有するもの、

驅逐艦(但し佛國、伊太利其の他の小國の爲に輕巡洋艦と驅逐艦とを合併して一欄となす)及潜水艦の分類を採用し尙殊特種艦艇及制限外艦艇を認め、其の備砲口徑最大限、單艦噸數最大限及艦齡を定め、融通に關し、一般的融通は之を否認し、驅逐艦及輕巡洋艦の相互間竝に八吋巡洋艦より六吋巡洋艦に及す融通に限り十パーセントの範圍内に於て之を認め、主力艦に關しては其の全廢問題、代換隻數減少問題は勿論、單艦噸數最大限及備砲口徑最大限の縮少並艦齡延長の問題を高閣に束ね、造船休暇を延長することに依り事實上艦齡を延長し、且主力艦の廢棄を繰上ぐることに依り主力艦隻數上の英米均勢、保有主力艦隻數と代換隻數との一致を實現し、航空母艦に關しては其の定義を擴張して、一萬噸以下のものと雖も、特に且専ら航空機を搭載する目的を以て設計せられたるものは悉く之を航空母艦となし、其の備砲口徑を六・一時と定め、之を華盛頓條約の代換合計噸數中に包含せしめ、巡洋艦に關しては六・一時を超ゆる備砲を有するものと六・一時乃至五・一時の備砲を有するものとに區分し、前者に付英米各十八隻十八萬噸又は十五隻十五萬噸(但し英國の分に付當分小異あり)、日本十二隻十萬八千四百噸と定め、後者に付英米各十四萬三千五百噸又は十八萬九千噸(英國の分に關し當分小異あり)、日本十萬四百五十噸と定め、所謂海軍尺度 (naval yard stick) を大型巡洋艦三隻三萬噸に適用し、大型巡洋艦一隻一萬噸は輕巡洋艦一萬五千六百六十六噸と同價値を有するものと決定し、驅逐艦に關しては英、米各十五萬噸、日本十萬五千五百噸と協定せられ、潜水艦に關しては日本及佛蘭西の斷乎たる反對に依り全廢論は葬り去られ、保有量は日、英、米共五萬二千七百噸と協定せられ、尙此の外に特殊艦艇の存在を認め、且制限外に置くべき小艦艇に付規定を設けたり。(註一〇) 之を要するに華盛頓條約及倫敦條約は四國協約、不戰條約、仲裁裁判條約等の相對的安全保障を前提として、兩海軍制限條約に不可分の一體として成立し、一切の艦艇に付單艦噸數最大限、備砲口徑最大限、艦齡、保有合計噸數、代換合計噸數を定むることに依り之に制限を加へ、軍艦の定型化 (Standardiza-

tion) 及海軍軍備の固定化 (Stabilization) を招徠し、造艦競争を全般的に抑止し、猜疑心及敵愾心を寛和し、締約國間に於ける將來の海軍競争を全然軍艦の内包改善の競争及術力向上の競争に歸着せしめ、大體日、英、米の三大海軍國に關する限りホルチェンドルフの所謂「軍縮秩序」を完成し、其の結果として華盛頓會議は當時に於ける主力艦現有勢力の約四割を廢棄せしめ、倫敦會議に於ては補助艦全體を通じて日本五萬百噸、米國四萬七千八百八十噸、英國六萬六千八百六十噸を廢棄し、日、英、米三國の補助艦合計海軍力に於て壽府會議の數字に比し五十二萬一千噸を減少し、三國の現有勢力及建造中の海軍力總計の數字に比し、四十三萬四千噸を減少したり。今華盛頓條約と倫敦海軍條約との結果を綜合して、五國主力艦及航空母艦勢力比較表、倫敦海軍條約所定三國補助艦勢力比較表及華盛頓條約及倫敦海軍條約に依る三國の終局代換海軍力比較表を示せば次の如し。

五國主力艦及航空母艦勢力比較表

伊 佛 英 米 日 國 國 國 國 本	華府條約所定主力艦 合計代換噸數		倫敦條約所定の主力 艦保有量		倫敦條約所定一切 の航空母艦保有量		昭和五年一月航空母艦現有勢力	
	隻數	噸數	隻數	噸數	噸數	隻數	噸數	
五	一七五	〇〇〇	一	一	六〇	〇	〇	
五	一七五	〇〇〇	一	一	六〇	一	二一、六五二	
一五	五二五	〇〇〇	一五	四三〇、四五〇	一三五、〇〇〇	七	一一〇、三五〇	
一五	五二五	〇〇〇	一五	四五六、二〇〇	一三五、〇〇〇	四	九〇、〇八六	
九	三一五	〇〇〇	九	二六四、九〇〇	八一、〇〇〇	四	六八、八七〇	

倫敦海軍條約所定三國補助艦勢力比較表

英 米 日 國 國 本	八吋巡洋艦	六吋巡洋艦	驅逐艦	潛水艦	合計
	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
一〇八、四〇〇噸	一〇〇、四五〇噸	一〇五、五〇〇噸	五二、七〇〇噸	三六七、〇五〇噸	
(一八〇、〇〇〇噸)	(一四三、五〇〇噸)	一五〇、〇〇〇噸	五二、七〇〇噸	五二六、二〇〇噸	
(一五〇、〇〇〇噸)	(一八九、〇〇〇噸)	一五〇、〇〇〇噸	五二、七〇〇噸	(五四一、七〇〇噸)	
一四六、八〇〇噸	一九二、二〇〇噸	一五〇、〇〇〇噸	五二、七〇〇噸	五四一、七〇〇噸	

(備考、此の外米國は九萬一千四百九十六噸、英帝國は四萬九千五百六十一噸、日本は六萬一千四百噸、佛國は二萬八千六百四十四噸、伊太利は一萬一千九百六十噸の特殊艦艇を有し、尙各國共多少の制限外艦艇を有することを注意すべし。

華盛頓條約及倫敦海軍條約に依る三國の終局代換海軍力比較表

英 米 日 國 國 本	主力艦		航空母艦	補助艦	合計
	隻數	噸數			
九	三一五	〇〇〇噸	八一、〇〇〇噸	三六七、〇五〇噸	七六三、〇五〇噸
一五	五二五	〇〇〇噸	一三五、〇〇〇噸	(五四一、七〇〇噸)	(一、一八六、二〇〇噸)
一五	五二五	〇〇〇噸	一三五、〇〇〇噸	(五四一、七〇〇噸)	(一、一八六、二〇〇噸)
一五	五二五	〇〇〇噸	一三五、〇〇〇噸	五四一、七〇〇噸	(一、一八六、二〇〇噸)

軍縮運動は負擔の軽減をも其の一大目的となし、智利、亞爾然丁間の用心深き海軍軍備縮少も既に兩國をして鐵道の建設其の他産業開發事業を可能ならしめたりと傳へらる。華盛頓會議の財政上の影響に關しては安富正造大佐は日本の

臨時費及經常費の節減額を詳細に検討し左の結果に到達したり。(註一一)

事 項	増 減	金 額	備 考
人 件 費	半永久減	四、八〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
退職者特別賜金等	一時増	八、二〇〇、〇〇〇	
建造中又は材料集積中の主力艦の廢棄	一時減且半永久減	三四一、八四〇、〇〇〇	一時減の分
計畫中の主力艦の廢棄	同 右	五〇四、〇〇〇、〇〇〇	
主力艦の廢棄制限に依る不要維持費	半永久減	一八、〇〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
既成及未成主力艦廢棄用經費	一時増	六、八四〇、〇〇〇	
保有主力艦改裝費	一時増	五三、七八〇、〇〇〇	
建造中止に依る廢棄艦の材料利用	一時減		
既成主力艦の取脱し品の利用	一時減		
水陸設備費	一時減且半永久減	二一、三〇〇、〇〇〇	大正十年に比し十二年年度の實際減少額
私立造船會社に對する補償金	一時増	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
八八艦隊に伴ふ補助艦の不用	一時減且半永久減		
艦隊行動及演習訓練費	半永久減		
軍需品整備品	半永久減	一三、〇〇〇、〇〇〇	同右
防備制限に依り要塞増築中止	一時減且半永久減		

通計及差引	増 減	金 額	備 考
	一時増	八八、八二〇、〇〇〇	最低限度
	一時減	八四五、八四〇、〇〇〇	
	差引一時減	七五七、〇二〇、〇〇〇	同右
	半永久減年額	五七、一〇〇、〇〇〇	
			大正十年度に比し十二年年度の實際減

英、米兩國に付利用し得べき材料なきに當り兩國共右差引一時減七億五千七百萬圓、半永久減年額五千七百萬圓の六分の十を節約し得たりと推定するは、若し他の條件にして均一ならむか、必しも荒唐無稽の推論を以て目すべからず。華盛頓會議後補助艦造艦競争の勃興を見たるが此の事實と前記節約額との間の因果關係を否認することは至難なるべし。

倫敦會議の財政上の意義に關してはフーバ大統領は米國は壽府會議當時の海軍力を比較の基礎とするときは約十億弗の節約を實現し得べしと説き、英首相は一九三六年迄に英國は主力艦に於て五千四百萬磅其の他に於て一千三百萬磅を節約し得べしと説き、我が若槻全權は倫敦會議より結果する日本の節約額は主力艦代換期間延長に依る三億六千圓、主力艦の隻數減少に依る維持費年額四百萬圓、補助艦減少に依る建造及維持費年額三千四百萬圓に上り、日、英、米、佛伊五國の合計負擔輕減額は主力艦代換期間延長に依る二十億圓、日、英、米三國主力艦隻數減少に依る維持費年額三千三百萬圓、日、英、米三國補助艦減少に依る建造及維持費年一億五千萬圓に上ると云へり。以上の節約額は果して締約國の國民をして貧窮を去りて康寧に達せしむるに足るや否や頗る疑問なるも、近時の軍備縮少運動が平和の促進及負擔の輕減を目的とせることを回顧するに於ては、軍備縮少運動が海軍に關する限り軍縮の程度相當に上り、適確に其の目

的を達成しつゝあることを明徴にするものなり。之れ吾人が華盛頓條約及倫敦條約を呼びて一面節儉組合なりとなせる所以なり。(註一一) 然らば倫敦會議後我國に於て補助艦艇の缺陷を補ふ爲空軍十四隊の補充計畫を立つるを餘儀なくせられたるは其の部分的失敗の跡を語るものなり。

國際聯盟混成委員會に繼げる軍縮會議準備委員會は其の基礎的研究に於て海軍制限の方法を考究し、(一)艦種を度外視せる總合計噸數の制限(但し各艦級の單艦噸數最大限及備砲口徑最大限を同時に制限す)、(二)總遞減噸數の制限 (total depreciated tonnage) (三)(イ)艦級別に依る合計噸數の制限、(主力艦、航空母艦、潜水艦、巡洋艦、驅逐艦及水雷敷設艦の六種別又は最後の三者を一括して水上補助艦となし四種別)、(ロ)艦級別に依る隻數の制限、(四)貯藏材料の制限(銃砲、彈藥、水雷艇、敷設水雷及航空機)、(五)人員の制限の諸方法を擧げて、其の利害得失を詳述し、尙右委員會に於ける佛伊等の諸國委員は割當合計噸數の範圍内にて艦級及隻數の選擇を締約國の自由に委する前記(一)及(五)の方法を併用せむことを主張し、之に反し日、英、米等の諸國委員は(三)の方法のみを推奨したり。(註一二)

其の後軍縮會議準備委員會金四回及第五回會議に上程せられたる露國委員提出の一般的軍備即時全廢案は、海軍兵員に關しては陸軍兵員に準じて全部之を解散し、材料に關しては條約の效力發生の日より一年以内に、一切の主力艦、巡洋艦航空母艦及潜水艦は艦籍より除かれ、四年以内に、海防主力艦、驅逐艦、モニター、三千噸以上の砲艦、浮流砲臺、水上飛行機等は艦籍より除かれ、其の後一定の期間内に武装を解除せられ、解體せらるべきものとす。尙商船隊は武装を撤去せられ、海軍根據地は武装を解除せらるべきを要す。軍備撤廢後に於ける海上警備に關しては水上警察隊は志願者中より採用せられ、排水量三千噸を超えず、口徑五十ミリメートルを超えざる備砲二門以下を有する水上警察船を備へ、條約の定むる警備委任區域に於ける海上天然資源及海底電線の保護、海賊行爲及奴隸賣買の禁遏其の他一般に公

海の國際的警備に任ず。各國は海岸線の延長に應じて或は多數或は少數の警察船の保有を認められ、尙警察船一隻毎に小銃二十挺又は拳銃二十挺の保有を許さる。次で露國委員が提出したる軍備縮少案は、海軍國を(甲)總噸數二十萬噸以上を有するもの、(乙)其の他のもの、(丙)獨逸、埃地利、洪牙利、勃牙利の三種に分類し、甲は(イ)主力艦、(ロ)排水量一萬噸を超える其の他のもの、(ハ)水上補助艦、(ニ)潜水艦の四艦種に付各五割を減少し、乙は合計噸數の二割五分を減少し、丙は軍縮會議の決定する所に依るものとし、尙航空母艦は之を廢止し、魚雷及砲彈數は之を制限し、將來に於ける各艦種の排水量、備砲口徑及艦齡は次の如く制限せらるべきものとす。(註一四)

艦種	基準排水量	備砲口徑	艦齡
主力艦、海防艦	10,000噸	12吋	25年
七千噸を超える巡洋艦	—	8吋	25年
七千噸以下の巡洋艦	—	6吋	20年
驅逐艦	1,200	4吋	20年
水雷艇	—	—	—
潛水艦	600	4吋	15年

露國委員の本提案は土耳其委員の提案と同じく軍備の累進的減少を齎さむとするものなるが、一般的軍備即時全廢案程の考慮をすら拂はれずして止めることは既に吾人の述べたる所の如し。軍縮會議準備委員會は第一回會議、第二回會議及各分科會に於て爲したる理事會の質問集に關する基礎的研究並第四回會議及第五回會議に於て爲したる露國委員の軍備全廢案及縮少案の審査の成果を拋棄し、第三回會議に於て英國委員提出の具體的條約案及佛國委員提出の夫とを基

礎として討議し、第一讀會案を作成し、第六回會議に於て第二及第三讀會を了したるが此の成案に依れば海軍々備制限條項綱要は次の如し。(註一五)

(一)、兵員

締約國は本國に在ると海外屬領に在るとを問はず、海軍及軍隊的組織團體所屬人員(佛國の提案にして採擇せられたるものなるも、軍隊的組織團體の制限は陸軍に必要にして海軍に其の必要なしとして削除を主張せる英國委員の提議は理由あり)を左表の日割平均人員に制限することを約す。

(一)、兵員數最大限、

(二)、軍隊的組織團體所屬人員最大限、

海軍力の決定的要素たる材料を制限すれば人員の制限は最早必要ならずとの日、英、米の主張、本國海軍と植民地海軍とを區分せむとする佛國側の主張、毎年の徵募人員數、現役期間、訓練期間を制限すべしとの諸提案及總兵員數を *officers et cadre de maistrance, sous-officiers et hommes de troupe* に區分して制限すべしとの説は孰れも否決せられたり。但し士官及下士官の員數は公表の目的たるべしと規定せられたり。

(二)、機材

英國案は(イ)戰艦及巡洋戰艦、(ロ)海防艦、(ハ)巡洋艦、(ニ)航空母艦、(ホ)驅逐艦、(ヘ)水雷艇、(ト)大型及小型潜水艦、(チ)スロープス、掃海艇、その他、(リ)河用砲艦の九艦種別制限に配するに各艦種の隻數、合計噸數、單艦噸數最大限、備砲口徑最大限及水雷發射管口徑最大限の制限を以てせむことを提議し、佛國案は一切の軍艦を通じて單艦噸數最大限及備砲口徑最大限を定め、一國全海軍力の合計噸數を定め艦種艦型の按配は之を各國の自由に

委せむことを提議したり。蓋し後者の案は主力艦に於ける三割三分三厘と云ふが如き劣勢比率の一般的擴充を免れ奇製作戰、軍艦の性能及設計競争を以て其の劣勢を補はむと欲したるに出づ。後英佛兩提案に關する論争は一轉して佛國側折衷案となり、再轉して英佛妥協案となり、三轉して倫敦海軍會議採擇の制限方式となれり。佛國側折衷案は條約の有効期間に各國が實現するの必要ありと思考する合計噸數、及(イ)主力艦、(ロ)航空母艦、(ハ)排水量一萬噸を超えざる水上艦、(ニ)潜水艦の四艦種別に依る各艦種別噸數を制限し、龍骨据附前一箇年の豫告に依り一艦種より他の艦種への融通を認めむとするものなり。所謂 *Anglo-French Naval Compromise* は(イ)排水量一萬噸備砲口徑八吋を超える主力艦、(ロ)一萬噸を超える航空母艦、(ハ)一萬噸又は夫以下の水上艦船にして備砲口徑六吋を超えるも八吋又は夫以下に止まるもの、(ニ)六百噸を超える巡洋潜水艦の四艦種別を採用し、軍縮會議に於て各參加國は右(ハ)及(ニ)の兩艦種に付自國が條約の有効期間中に到達せむと欲するも決して超ゆることなかるべき合計噸數最大限を提示すべきものと定め、以て六吋又は夫以下の備砲を搭載せる輕巡洋艦及驅逐艦並小型潜水艦を制限外に置きたり。然れども既に前編に於て詳述せるが如く佛國側折衷案及英佛妥協案は孰れも效力を發生するに至らずして、倫敦海軍條約の制限方式之に代りて實行力を有するに至れり。

倫敦會議後第六回會議第二次會合に至り軍縮會議準備委員會は制限外艦船及特殊艦船を除き、各締約國の諸艦船總噸數最大限を第一表に規定し、之を次の第二表の艦種別噸數に割當つべきことを定めたり。

締約國	艦種		甲 國	乙 國	丙 國	丁 國
	種					
(イ) 主力艦 (一) 排水量千噸以上、口径十八吋以上の艦、標準八噸以下、口径十八吋以上の艦						
(ハ) 巡洋艦 (一) 口径六・一吋以上の砲を二門以上搭載する艦、口径六・一吋以下の砲を四門以上搭載する艦						
(ニ) 驅逐艦						
(ホ) 潜水艦						

右第二表に定められたる艦種別合計噸數は第三表の範圍内に於て、起工前の豫告を以て、彼此融通することを得、但し軍縮本會議の際第三表融通量を定むるに當りては(一)各國の特殊事情及融通艦種、(二)總噸數十萬噸以下の小海軍國の水上艦船に關する無制限の融通、(三)爾餘の諸國に對する融通量の總噸數反比例主義を考慮すべきものとす。

各締約國の海軍用機材の維持、購入及製造費年額も亦制限を受くべきものとす。

(三)、軍事費

委員會が幾多の曲折を経て各締約國の陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の毎年の經費總額を制限するに決し、豫算委員會が陸、海、空軍費各別の制限を可能なりと斷定したる次第は既に前章に述べたる所の如し。又海軍機材の維持購入及製造費の制限に關しては前項に述べたる所の如し。(第一條乃至第九條、第十一條乃至第二十四條、第二十九條)

更に翻つて之を諸學者の海軍軍備制限に關する考案に徴せむか、ペーカー教授は、(イ)海軍軍備制限條約を一般軍備制限條約の不可缺の部分となすこと、(ロ)軍艦一萬噸當大砲代換修繕費及彈藥購入費定額を制限すること、(ハ)軍艦一萬噸當海軍豫算額を制限すること、(ニ)噸數に比例して全海軍兵員數を制限すること、(ホ)徴兵制度と兩立する範圍内に於て豫備兵を制限すること、(ヘ)一切の海軍根據地及要塞の現状維持を約定すること、(ト)公海の若干區域の中立を考慮すること等を提案し、(註一六) レンニー・スミス氏は(イ)十五年間の海軍休暇を協定すべきこと、(ロ)次の各艦種の單艦噸數、最大限、備砲口径最大限及水雷發射管口径最大限を次の如く制限すること。

艦種	單艦噸數最大限	備砲口径最大限	水雷發射管最大限
主力艦	一五、〇〇〇噸		一〇吋
航空母艦	一二、〇〇〇噸		六吋
巡洋艦	六、〇〇〇噸		六吋
驅逐艦	一、〇〇〇噸		四吋

潛	水	雷	數	設	艦	六〇〇	六〇〇	三	四	一六〇
---	---	---	---	---	---	-----	-----	---	---	-----

(ハ)貯藏材料噸數を制限すること、(ニ)軍艦の讓渡を一般的に禁止すること、(ホ)一切の要塞及海軍根據地の現状維持を約定すること、(ヘ)豫備兵及現役兵員數を制限し且現役兵員數に比例して將校及下士の員數を制限すること、(ト)總海軍豫算年額及其の款項の數字を制限すること等を提案し、(註一七) Kapitän zur See a. D. Dr. Jur. Vanselow = Kapitän zur See a. D. Gadow は現存條約に依りて採用せられたる主義(例へば華盛頓條約は單艦噸數、備砲口徑及艦種別合計噸數の三者を併用す)を始めとし、其の他海軍軍備制限の想定し得べき方法として次の事項を擧示したり。(註一八)

- (イ)、海軍力總噸數(tonnage global)を制限すること、
- (ロ)、各艦種(categorie)の合計艦數を制限すること、
- (ハ)、單艦噸數最大限及(若くは)隻數を制限すること、
- (ニ)、一定距離に假設せられたる標的に對し命中彈百パーセントを送るものと假定して計算したる各單艦、各艦種、若くは全艦隊の理論的戰闘能率を制限すること(die theoretische Waffenleistung des Einzelschiffes, einer Schiffklasse oder der Flotte an einem in bestimmter Entfernung gedachten Ziel bei 100% Treffer.)
- (ホ)、(イ)乃至(ハ)の配合に依り制限を行ふこと、
- (ヘ)、艦艇の在役歩合を制限すること、(豫備艦は動員開始の時比較的僅少なる戰闘價値を有するに過ぎず)

- (ト)、兵員數を制限すること、
 - (チ)、教練設備の能率を制限すること、
 - (リ)、豫備兵の員數及種類を制限すること、
 - (ヌ)、貯藏材料(Reserve Material, Waffen, Munition, Ausrüstung)の整備程度を制限すること、
 - (ル)、比較し得べき平時豫算に依り海軍總豫算額を制限すること、
 - (オ)、老朽艦代換の速度(das Tempo des Ersatzes)を制限すること、
 - (ワ)、商船を軍用に供せむが爲にする平時措置を制限すること、
 - (カ)、或種の動員準備を制限すること、
 - (ヨ)、軍港及根據地の數及設備を制限すること、
 - (タ)、海軍要塞の建設及武装を制限すること、
- 猶再轉して國際海軍縮立法の將來を想ふに、制限方式に關しては華盛頓會議に於ける米國原案は巡洋艦、驅逐艦及水雷艇を一括して水上補助艦となし、其の合計噸數を制限せむと欲し、壽府會議に於ける日本原案は巡洋艦及驅逐艦を一括して其の合計噸數を制限せむとし、之に反對の主張を把持したる英、米兩國代表は遂に日本案に左祖するに至れり。斯の如きは事實上締約國をして其の好む所の艦艇を増加し得るの餘裕を存せしめ、以て締約國の原案受諾を幾分容易ならしむべく、且巡洋艦又は驅逐艦の一方に偏重せる國に等しく五、五、三と云ふが如き比率を適用するに便なりと雖も造船術及海軍戰術の研究を促進するの惧あり、理論上は各艦級に付各單艦噸數、合計噸數、備砲數、備砲口徑、艦齡速力等を制限し、軍備制限協定中に不確實の要素を残さざるを以て理想とすべく、倫敦海軍會議に於て無害輕微の融通を

代償として佛國伊國に總噸數主義を拋棄せしめたるは成功と云ふべく、倫敦海軍會議可決の制限方式は海軍軍縮條規の根本秩序となり、國際聯盟の軍縮會議に不動の基礎を供するに至るべし。

主力艦に關してはベルシユウス及ベーカー教授の主張壽府會議、倫敦會議に於ける英國及日本政府の提議の如く、其の單艦噸數、合計噸數及備砲口徑を縮少し、艦齡を延長するのみならず、進んで隻數をも減少し、且煩瑣に過ぐるの嫌あるも軍備内包改善の競争を阻止する爲艦艇の長、幅、速力、吃水、魚雷及機雷數、飛行機臺數、砲塔、仰角、砲身の長さ、裝甲、砲門數、初速、發射速度、彈丸重量、炸藥量、貯藏彈藥數量等末節の問題に關し補充的規定を設くるの可否及可能性を審査し、基準排水量を滿載状態に於ける噸數に改むるの適否を考察するの要あるべし。特に軍備縮少運動は軍備競争の結果に倒行逆施するものなるが故に、單艦噸數合計噸數及備砲口徑の縮少に關する提議並艦齡延長に關する提議が經費節約の關係上輿論の支持を得て國際會議に於て一般の是認する所となるの可能性稍大なることは吾人の記憶すべき點なりとす。

米國の主力艦隻數減少の提議は前述の提議と精神を同一にして其の技術を異にするものなり。唯米國が英國のロドネー及ネルソンに匹敵すべき主力艦を獲得したる以後に於ても尙日英兩國の艦型縮少主張に對し反對を繼續すべきや吾人の竊に疑問とする所なり。英國首相の主力艦全廢提議は勿論英國一部の思想を代表するものなるべく、我國の海軍協會及二三海軍専門家の之に左袒する者ありと雖も、(註一九)主力艦の艦隊中堅たる地位は空軍の進歩に拘はらず世界大戰後に於ても動搖せりと認むること能はず。英國専門家中 Carlyn Bellairs の如きは斷然マクドナルド首相の提言に反對せり。主力艦單艦噸數及備砲口徑縮少の程度に關しては各種の主張あるも何れの場合に於ても、獨逸の一萬噸十一吋級エルザツツ、プロイセン號に對し格段の優勢を維持する程度以下に下ることなかるべきは吾人の斷言し得る所なり。

ヴェルサイユ條約に於て獨逸海軍の備砲口徑を制限せざりしは或は一の缺點を構成するものなるべし。

航空母艦に關しては吾人が主力艦に關し述べたる所を大體準用し得べく、其の全廢は米國等の受諾を困難とするものありて實現困難なるべく、其の合計噸數單艦噸數の縮少は希望するに堪へ、且實現の可能性あり。此の際倫敦會議に於て巡洋艦の空軍力を増加したるは明に軍縮の精神を無視するものにして、帝國代表の之を阻止し得ざりしは吾人の竊に遺憾とする所なり。

海軍力の比率に關しては倫敦會議に於ける佛國代表の如く海岸線の延長、外國貿易特に輸出貿易若は植民地の面積又は其の綜合的數字を以て其の基礎となすべしと主張し得べく、(註二〇)華府會議採擇の主力艦の比率五、五、三、一、六七、一・六七の比率に關しては日本に於て望蜀の感あり、佛國に於て輿論の激昂を目標したりしと雖も、一九二五年以後の諸會議に於ける之が修正提議は事態に異常の變化なき限り貫徹する困難ならむ。航空母艦に關しても略同様に論ずることを得べく、陸上海上を問はず空軍力の遞増的傾向は毒瓦斯彈及爆彈を以てする都市及非戦闘員の攻撃準備として之を識認し、之が對策を講ずるの必要あるべし。

巡洋艦の單艦噸數及備砲に關しては之を二階級に區別したる上制限を設けむとする英國の提議と之に反する米國の主張と柄鑿相容れず、壽府會議を決裂せしめたり。斯の如きは歐洲の一強國にして且日、不、沒、國たる英帝國の國防の安固を顧念したる英國海軍の深謀遠慮に出で、到底日、英、米三國間に於ける一片の不戰條約又は仲裁々判條約の如き紙上の約束を以て此の主張を拋擲せしむること能はずと思惟せられたり。然るに労働黨内閣の治下に於て英國のカリビヤン海後退に始まる英米不戰協調を以て一切の對外政策の中軸となすの主義徹底するに及び、所謂海軍尺度を一部分に採用すること、相俟つて、倫敦海軍條約の締結を見るに至れり。英國海軍専門家にバイウォーターの如きは米國が英國より

も三隻多數の大型巡洋艦を保有するに於ては英米均勢は維持せられずと主張せり。若し米國の爲に大型巡洋艦三隻又は小型巡洋艦四萬五千四百九十八噸の孰れかを建造するの自由を保留せる撰擇權が前記の英國の希望に満足を與ふる様活用せらるゝに於ては倫敦海軍條約は其の永續の一保障を幾分強化するに至るべし。

驅逐艦に關しては小型巡洋艦と同様各國共大なる關心を示さず。恐らく死活問題は六吋砲を積載し得べき商船隊の保有量及砲裝問題にあらむ。水上補助艦の各艦種艦級を通じ、吾人が既に主力艦に關して想定したる技術上の制限を追加することは尙考究の餘地ある問題なるべし。

潜水艦に關しては華盛頓會議當時以降佛國は九萬噸を以て自國國防に必要な最少限度の合計噸數なりと主張し、且英米兩國と均等の勢力の割當を要求し、日本は華盛頓會議に於ては合計噸數五萬四千噸即ち英米の勢力の六割を以て満足するの意思を表明したるも、壽府會議に於ては其の標榜せる現有勢力維持主義に則り、英米の九萬噸に對し七萬噸の割當を要求し、倫敦會議に於ては七萬八千餘噸を要求し、結局五萬二千七百噸の均勢でふ不足の協定を克ち得たり。

想ふに華盛頓會議に於て潜水艦に關する協定の成立を阻止したる前記佛國側の主張は將來も引續き潜水艦に關する全般的協定の成立に對する障礙を構成すべし。若し夫れ英米兩國海軍の主張し、伊太利側の條件附に支持する潜水艦全廢論に至りては如何に巧妙の修辭を以て此の主張を人道上の要求に合致せしむるも、何人も其の自己主義の打算より出でたることを看過せざるべく、潜水艦九萬噸を要求する佛國の主張が軍縮會議に對する“singular contribution”なりとせば、英國が其の出産を呪ひたる潜水艦を全廢し、海軍力の“relative situation”を著しく變更し、以て自國の制海權を無限大のものに増大せむとする英國の主張は、一層奇怪なる貢獻と云はざるべからずして、絶對的安全保障を前提とする軍備撤廢の日にあらざれば之が實現の期なかるべきを吾人は豫言せむと欲す。

前述の如く華盛頓會議は主力艦に關し日、英、米三國に關する限り現有勢力を標準として締約國海軍力の比率を定め同會議に於ても、壽府會議に於ても、倫敦會議に於ても、米國側は此の比率を以て一切の補助艦の比率と爲さむと欲し、壽府會議に於て日本側は現有勢力維持主義を標榜し、結局主力艦の比率に關する華府會議の原則に復歸し、大體英米の勢力に對し六割強の勢力の配當を容認せしめたるものゝ如くなりき。

倫敦會議に際しては我國は所謂三大原則を以て之に臨み、大體其の主張の過半を貫徹し得たり。一國國運消長の表徴にして之と共に推移する軍備に關し國際的協定を結ぶに當り、其の功罪は到底十年二十年の短日月に於ける影響を以て之を測定すべしにあらずして、寧ろ之を數世紀後に於ける歴史家の批判に俟つべきものなるべし。然れども八八艦隊の造艦費は帝國財政に取り重きに過ぎ、主力艦の制限に依り節し得たる財力を以て補助艦の充實に志し、其の努力の結果として補助艦總括七割の域に接近し得たるは既に帝國海軍の努力の成果と云ふべく、此の現實を基礎として壽府に於ても倫敦に於ても帝國代表は國命を辱かしめざらむが爲に十全の努力を拂ひ、其の成績顯著なりしと云はざるべからず。唯極東問題に關し我が内在的需用を國際的當爲化するの用意を缺き、華盛頓に於てルート、顧維鈞等に引摺られて實質的不平等條約とも云ふべき九國條約に調印し、倫敦に於て一萬噸巡洋艦及潜水艦の兩者に付我方の要求を貫徹し得ざりしは吾人の竊に遺憾とする所ならずんばあらず。(石丸藤太著、軍縮に目醒る、第三十頁乃至三十四頁参照)

大陸組佛伊兩國の補助艦に主力艦の比率を適用することは倫敦會議の實蹟に徴し既に問題外となれり。補助艦に關する倫敦協定を完成すると否とは英佛兩海軍力間に存置せしむべき海軍力の優劣の開を如何なる程度に止むべきや。佛伊均勢に關する伊太利の要求を如何に處理すべきやに在り。本懸案の解決如何は爾餘の政治問題に對する措置と密接の關係ありて、其の解決の歸趨は佛伊協定流産後に於ける英、佛、伊三國の政治家と雖も未だ適確に豫斷し得る者無かるべ

し。唯此の問題の解決を見る以前に於ては倫敦海軍條約第三編が完成せず、國際聯盟の軍縮會議が十年後々として蔭かれたる種子の貧しき收穫をすら刈取る能はざるべきことは吾人の略豫言し得る所なり。

最後に吾人が既に述べたるが如く、國際聯盟軍縮會議準備委員會の主張する所の如く、將又多數の論策家の主張する所の如く、陸軍制限條項との權衡上、兵員に關する制限、並海軍全軍費及機材維持購入製造費に關する制限を以て軍艦を主眼とする軍縮協定を補足することは決して不可能にあらずして、兵員數に關しては現役兵のみならず豫備兵をも制限するの望ましきことは云はずもがな、或は漫然總兵員數を制限し得べく、或は軍艦千噸當兵員數を制限し得べし。海軍豫算に關しては海軍總豫算又は造艦費を制限し、或は締約國の最近數年間の海軍費を基礎として、軍艦千噸當海軍費を算出し、之を基準として制限を實行し得べし。海軍人員の制限は人的要素の充實を以て物的要素の缺陷を補はむとする日、英兩國に取り有利ならず、豫算の制限は特に米國日本等に於て最も強硬なる反對論者を發見すべく、現役兵員數の制限を除く外何事も實現頗る困難なるべきを想はしむ。

最後に太平洋諸島に於ける防備の現状維持は軍備制限の内容を構成するのみならず、實に日本の安全を現實に保障し、吾人の決して譲渡すべからざる西太平洋の海上霸權を確保する所以なり。帝國は將來も斷然本協定を維持するのみならず、機會ある毎に此の精神の擴充に努め、布哇、シンガポール等にも之が適用を期せざるべからず。石丸藤太氏が「軍縮に目醒る」に於て布哇、シンガポールの現状維持、太平洋に中立地帯を設定すること、主力艦全廢及一萬噸巡洋艦の艦型及備砲縮少を提唱せるも亦吾人に暗示を與ふるものあり。

軍縮協定は列國を締約國となし、陸、海、空軍を一網打盡し、海軍協定を其の一部とする形式に於て之を成立せしむること望ましく、國際聯盟の多數國特に佛國政府は此の説に左袒するも、國際聯盟軍縮會議準備委員會に於ける英、米、

日三國委員は寧ろ海軍協定の原形を存置せしめむとするに似たり。想ふに國際政局に異常の變動なき限り、而て國際聯盟一般軍縮會議が十全の成功を收めざる限り、華盛頓條約及倫敦條約は國際聯盟の一般軍縮協定に吸收合併せられて其の存在を失ふことなく、寧ろ獨立して將來に於ける斯くあるべき海軍協定の出發點となり、各國にして平和に執着し、國際關係の推移又之を許すに於ては、或は新協定に依りて補足せられ、或は改訂せられ、或は露國其の他の海軍國を締約國中に加へ、或はヴェルサイユ條約海軍條項の規定に幾分接近して、艦型、合計噸數及備砲口徑を小ならしむるに至り、寧ろ久しきに亙り、海軍國間の有力なる平和の保障として、其の效力を維持するならむ。

吾人が既に第六章に於て闡明したるが如く、相對的安全保障を前提とせる軍備制限將又直接軍備制限の實現せられたる所以は世界大戰迄其の民族主義的利己主義に鼓舞せられて敢然軍縮運動に反對したる獨逸及其の掣に倣へる列國が國際指導的地位を失ひ、既に一八九九年より軍縮の内に自國の安全及自國霸權の確立増大を發見し、國際主義的利己主義（國際主義を屬性とするも利己主義を究極要素となすとの意）を以て指導原理と爲せる飽和國英米が尠くも海軍軍縮運動に於て爾餘の少數の列強を率ひ、大體世界の左を右するに至りたるが故なり。故に海軍協定成否の別る所は英米政治的了解の存否に在り。華盛頓會議の前夜に於て強化せられたる英國の政策轉換、即ち英米の協調を國際聯盟、歐洲問題に對する協力等一切の對外政策の主位に置き、之を以て英國外交の中軸と爲すの決意鞏固となるに従ひ、海軍協定は速進せられたり。見よ保守黨内閣の治下に於て此の協調の動搖するや、壽府會議は失敗し、勞働黨内閣の治下に於て、此の政策のラビダン協定として體現せらるるや、海軍尺度を多く援用することなくして倫敦會議は成功し、軍艦の定型化及艦隊の固定化を招徠し、且其の壓力を以てアングロ・サクソン制海權の圈内に日本を拉致し、英、米制海權の安全の餘裕を存しつつ日本をも生存せしむるの意思（"live and let live"）を微かに顯現せる倫敦海軍條約の成立を見

るに至れり。歐洲大陸組の協定成らざりしは軍縮問題の理想的解決の不可能なること、佛伊の爭覇心隆なること、英米制海權の壓力が米國のモンロー主義等に禍されて歐洲大陸に及ぶこと充分ならざること最も多きに居れり。列國の軍備は財政、經濟、産業、外交關係に依り按配せらるるも、現に實在せる客觀的軍備の使用價値は客觀的軍備(因數)に外交政策(因數)を乗じて得たる函數に等し。Dr. Gerhard Cohn 曰く。(註111) 「Rüstungsnotwendigkeit und Sicherheitsbedürfnis sind nicht Faktoren, die von irgendwelchen zahlenmäßig festzustellenden Tatsachen objektiv abhängig sind, sondern sie sind vor allem eine Function der aussenpolitischen Lage. Für das Mass der Rüstung ist die Politik bestimmend, weswegen sich die Frage nach der Rüstungsnotwendigkeit aus keinerlei wie auch immer gearteten objektiven Faktoren errechnen lässt.」云。

故に前述の客觀的軍備を國策の具として使用する政治家は其の採用する外交政策に依り右客觀的軍備の價値を或は無限に増大し、或は無限に減少し得べし、假に日本が英、米兩國の合成意思に對抗して其の海軍力を使用するものとせよ、日本海軍力は二十分の六乃至七即ち三分の一の劣勢(外國軍事專家の日本必敗の勢)に陥り、「包圍政策」を虞れつつ其の深淵に投じたる帝政獨逸の轍を踏むに至るべし。反對に萬一我國の或る政策が英、米中何れかの一國の積極的支持を受くる場合に於ては、他の條件にして均一ならむには、我が海軍力は十對十七の優勢に増大すべく、而て外交政治家は此の意義に於ける主觀的軍備を自由に伸縮し得るの地位に在り。之れ A. Bauncker が軍縮協定締結に際しては締約國の一部が同盟を形成するの政治的自由は之を抛棄せしむるの要ありと主張する所以にして、華盛頓條約、倫敦條約の如きは日、英、米の三國の内其の孰れの二國もが殘餘の一國に對抗して團結せざることを默示の條件とすと云ふも決して過言にあらず。然るに一方四國協約は其の使命に反し英、米海軍が結合せざることを保障を提供せず、他方英、米協調

英米不戰はモンロー主義の宣言を獎勵し、米西戰爭に米國を援け、カリビアン海より退きて米國にヘイ・パウンズフェルト條約を與へたる英國の謙讓に依り略確立せり。(註112) 而て其の結果にや海洋の自由は忘却せられ、米國の海軍は今や太平洋岸に集中せられたり。日、米兩國間に極東問題等に関し外交的辭令將又法學的技巧を以て粉飾し去る能はざる「反對せる意思及政策」將又反對の方向に作用する「目的論的三段論法」(Syllogisme teleologique) なり、「No Peace without revision.」「No revision without war.」と云ふが如しあり。而て日、米の政治家は共に能く、之を認識せり。然れども彼等は兩國の突貫論者が戰爭熱を煽るを拱手傍觀し、倫敦に於て日本は極東に於ける安定力の基礎たるべし、日本は極東全般平和の維持者を以て任すべしとの辭令を弄したる迄にして、此の千歲一遇の好機に於て此のゴーチアン・ノットに直面するの勇氣を缺きたり。余は倫敦會議の前夜外交時報に「直接軍備制限と政策」なる一文を寄せ、此の機會に於て滿蒙に於ける我が特殊權益の地位を明確にするの喫緊事たる所以を力説したるが、今日に於ても余は此の信念を棄てず。華盛頓會議に於て九國條約成り、石井ランシング協定は廢棄せられ、我が特殊權益と極東門戶開放主義との間の無政府状態は助長せられ、支那の増長するを見たるが、帝國政府は嘗て我が特殊權益拋棄の決意を表明したることなし。米國海軍當局者は極東門戶開放主義の維持を以て第二位に下ることなき大海軍の唯一の存在理由となし、事實も亦之を裏書すと雖も、不戰條約に依り米國は明瞭に門戶開放主義を楯として極東に干渉するの交戰權を拋棄せり。即ち不戰條約の重要性は其の裏面に在りて、米國はモンロー主義の爲に、英國は其の勢力範圍の爲に、日本は默示ながら滿蒙の爲に何れも戰を賭するの決意を表明せる點に存せり。余の検討せる限りに於て米國の極東門戶開放主義は重商主義將又資本主義的國際主義と感情的理想主義との結合にして、恐らく逃走本能と恐怖情操とを生起せしむるも戰爭の原因となり得ざるものなり。若し帝國政府にして、一面米國のモンロー主義を完全に尊重することを愈々明確にし、他面滿蒙

(亞細亞大陸、極東等の文字は不可なり)の賭戦地域にして西太平洋の海上覇權の讓渡すべからざる所以を識認し、斷乎として全大和民族の鬭争本能と憤怒情操とを動員し、以て米國人の逃走本能に拍車を掛けることを知らば、今日の不徹底なる事態は米國人の眞正の利益に覺醒することと相俟つて必ずや清算せらるるに至るべし。見よビュエル、ウイリアムス等米國一部の論策家は海軍條約が既に米國に取り極東問題不干渉を意味し、ルーズヴェルトの如きは滿蒙に干渉して日本の大陸發展を阻止するの米國國是に合せざる所以を力説せるにあらずや。加之、安價の好戰的平和論者には理解困難なるべきも、國際社會の實相を洞觀するに平和の維持は強國が主として國際政治の主體となり、弱小國を主として其の客體となし、前者が互に協調を保ちつつ時に後者を統制搾取し、強國が互に嫉視して群團淘汰に於ける適者に生存優先權を享有せしむるの自然秩序を攪亂せざることに依り最も容易且適確に達成せらる。若し正統派社會主義者にして異議あらば、獨逸社會民主黨修正派首領ベルンスタインが歐洲人は高度の文明を有するが故に熱帶地方を支配するの權利ありと云ひ、(註二三)英國勞働者が小資本家將又英帝國主義の部分として其の贖品の分配に預り、米國には移入民と不熱練職工とを除く外貧民なく I. W. W. が組合員三萬人を有するに過ぎざるの事實を想起し、'internationalen Triumph des Sozialismus' の迷夢たるを回想するを可とすべし。(註二四)然らば何ぞ國際帝國主義に把住し、英米不戰の原則を補ふに日米不戰の原則を以てして、余の所謂海洋國際帝國主義を確立し、世界戰爭の唯一の萌芽を速に摘まざる。軍縮問題は本質上國際政治關係の根幹に觸るゝ問題なるが故に、此の根幹を整調し、其の視角に立ちてのみ始めて本問題の意義ある解決を策し、平和を強化することを得べし。然るに軍縮問題に關し比類なき死活利益を有する帝國の大多數の政治家等淺慮短識にして想を茲に致さず、焦燥事當りて當面を糊塗すと雖も、彼等は恐らく一九三五年以前に於て前記のゴーチアン・ノットの直前に立つの運命に置かるべし。彼の倫敦會議が未解決の儘殘したる諸問題の如き該結節を解消した

る後に於てのみ始めて能く之が解決の途を發見し得べく、然らざる限り一般に現存軍縮條規 (Droit de désarmement) の内容を變更し、海軍軍縮の實際的解決を一層満足すべきものとなし、軍縮會議の軍備會議たる所以を抹殺し去る能はざるべきなり。

國家に依り設定せられたる陸、海軍備が成長し、其の獨立せる機關意思を固執し、該機關を構成するの者の利益を國家の利益の上に置き、平和と優越と繁榮とを確保すべき全部の眞正最高の利益に合致せる國策 (其の之なき場合吾人又何をか云はむ) の遂行が部分の利益に依り攪亂せらるるが如きことあらむか、外交政治家は一般軍縮運動を國內政治の善導に利用し、民族的生命の伸張に貢献し得べし。然れども斯の如きは主として國內問題にして健全なる國家組織を有する國は此の如き問題の發生を事前に阻止するの用意あるべきを疑はず。

註一、N. Baker: Disarmament, pp. 174-175.

註二、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 69-71.

註三、René Picard: La Question de la Limitation des Armements de nos jours, p. 159.

註四、Record: Conference on the Limitation of Armament, R. I. Buell: The Washington conference, Traité de Paix entre les Puissances alliées et associées et l'Allemagne, Partie V. Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Viertes Stück, pp. 47-50. etc.

註五、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 363, 371-372.

註六、現存せる軍艦中一四吋砲十門又は十二門を搭載せるものあり、然るに一九二五年進水の英國軍艦ネルソン號及ロンドン號は十六吋砲九門を搭載せり、故に其の建造費はフード號の五百八十四萬磅に對し約七百萬磅に上れり。(Brassey's Naval & Shipping annual, 1927, pp. 17-18.)

註八、N. Baker: Disarmament, p. 23.

註九、本會議に於て英國側は主力艦の艦齡二十六年、排水量三萬噸、備砲口徑十三吋半、航空母艦の排水量二萬五千噸砲口徑六吋を主張す、巡洋艦及驅逐艦の合計噸數割當に關し、英國側最終提案は英、米各五十萬噸、日本三十二萬五千噸を主張し、米國側提案は英、米各四十五萬噸乃至五十五萬噸日本二十七萬噸乃至三十二萬噸を主張し、日本案は現有勢力を基礎とし、英、米各四十五萬噸、日本三十一萬五千噸を提議したり。

潜水艦合計噸數の割當は米國案に従へば、英、米各六萬噸乃至九萬噸、日本三萬六千噸乃至五萬四千噸、日本案に従へば現有勢力維持、英國側最終案に従へば、英、米各九萬噸日本六萬噸なり。

專門委員會の決定に従へば、驅逐艦は六百噸乃至千五百噸、砲口徑五吋、速力十八節以上、艦齡十六年、嚮導驅逐艦は千五百噸乃至千八百五噸、口徑五吋、速力十八節以上、艦齡十六年、潜水艦は千八百噸以下、口徑五吋、艦齡十三年。制限より除外すべき艦艇は六百噸以下の一切の水上艦艇及六百噸以上の戦闘用水上艦艇にして六吋砲又は三吋以上の砲四門又は魚形水雷を有せず、若くは十八節以上の速力を有せざるものなり。

註一〇、Documents, of the London Naval Conference, 1930, pp. 2-35, 310-330.

註一一、安富正造著、海軍軍縮の重點、第五十一頁乃至九十二頁。

註一二、東亞經濟調査局、軍縮會議と其の波紋、第七十頁乃至九十三頁。

註一三、League of Nations: Preparatory Commission for the Disarmament Conference; Report of the Commission A, pp. 78-111.

註一四、Minutes of the Fourth and Fifth Session of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference.

註一五、Minutes of the Third and Sixth Session (first part and second part) of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference, Société des Nations: Rapport du Comité d'Experts en Questions Budgétaires.

註一六、ベーカー教授の海軍軍縮效用は次の如し。

- 一、軍縮會議に参加する一切の諸國に依り受諾せらるべき海軍協定は諸國が現在艦隊を有すると否とに拘はらず將來締結せらるべき、一般軍縮條約の不可缺の構成部分として立案署名せらるべきこと。
- 二、此の協定は各海軍國に許容せらるべき總噸數の一般的制限及主要なる各種艦艇の艦種別噸數の補足的制限の兩者を併用すべきこと。
- 三、長期の海軍休暇を約定し、其の期間中如何なる種類の艦艇と雖も之が建造を禁止すること。
- 四、將來建造せらるべき艦艇の排水量最大限と其の搭載すべき備砲口徑最大限とを出來得る限り嚴密に制限すべきこと。
- 五、交戦手段としての、潜水艦の全廢を實現するの提案をなすべきこと。
- 六、許容せられたる艦艇の一萬噸當定額を定むることに依り大砲の代換及修繕並彈藥購入に充てらるべき豫算年額を制限すべきこと。
- 七、各締約國の全海軍豫算年額を、一萬噸當定額を定むる方法に依り制限すべきこと、但全締約國に對し一律の額を適用せずして従前の支出實蹟に従ひ右定期に差等あらしむること。
- 八、海軍に服務する全兵員を噸數と兵員との間に一定比例を設くることに依り制限すべきこと。
- 九、徵兵制度と兩立し得べき何等かの制限を海軍豫備兵員數に適用すること。
- 一〇、海軍用武器彈藥及軍用器材の取引の嚴重なる取締を開始すべきこと。
- 一一、海軍根據地及要塞の現状維持を約定すべきこと。
- 一二、公海の若干區域を中立とする問題は最近に於ける國策の推移と近代戰爭狀況の變化とに鑑みて之を再考すべきこと。

註一七、レンニー・スミス氏の海軍縮減提案は次の如し、

- 一、締約國は各別表に掲げられるべき(イ)主力艦、(ロ)航空母艦、(ハ)巡洋艦、(ニ)驅逐艦、(ホ)潜水艦、(ヘ)水雷敷設艦を保有することを得、
- 二、締約國は其の保有する軍艦の現在の排水量及武装を其の何れの方法に依るを問はず増加することを得ず、
- 三、締約國は各其の軍艦建造計畫を抛棄し別表に掲ぐる代換噸數を除く外、前記諸種艦艇の新艦を建造又は取得することを得ず、

代換噸數は何れの場合に於ても本條約の實施後十五年間は之が建造に着手する事を得ず、

四、前記諸種艦艇の總代換噸數は各締約國共別表に掲ぐる噸數を超過することを得ず、

五、締約國は次の制限排水量噸數を越ゆる軍艦を取得し又は其の領域内に於て之を建造することを得ず、

- (イ) 主力艦 一五、〇〇〇噸
- (ロ) 航空母艦 一二、〇〇〇噸
- (ハ) 巡洋艦 六、〇〇〇噸
- (ニ) 驅逐艦 一、〇〇〇噸
- (ホ) 潜水艦 六〇〇噸
- (ヘ) 水雷敷設艦 六〇〇噸

六、現存軍艦の代艦として建造せらるべき軍艦は次の口徑を越ゆる大砲又は魚雷發射管を搭載することを得ず、

- | | | |
|---------|-----|-------|
| 艦種 | 大砲 | 水雷發射管 |
| (イ)主力艦 | 一〇吋 | 一六吋 |
| (ロ)航空母艦 | 六吋 | 一六吋 |

- (ハ)巡洋艦 六吋 一六吋
 - (ニ)驅逐艦 四吋 一六吋
 - (ホ)潜水艦 四吋 一六吋
 - (ヘ)水雷敷設艦 三吋 〇
- 七、噸數を以て表示せらるべき貯藏材料の總重量は各締約國とも別表に掲ぐる噸數を越ゆることを得ず、
- 八、各締約國は附與、賣却其の他の讓渡の態様の如何を問はず其の軍艦が他國海軍の軍艦となるが如き方法に於て移轉することを得ず、
- 九、一切の海軍要塞及海軍根據地の本條約署名の日に於ける現状は之を維持することを要す、
- 一〇、海軍現役兵員數海軍豫備兵員數を制限し將校員數は現役兵員數の一定歩合を越ゆるべからず、
- 一一、徵兵制度を採用せる締約國に於ては現役、服役期間を制限し、且豫備役演習召集に於ける服役期間を第一年に於ては二十日間、第二年以降は毎年十日間に制限すべく、志願兵制度を採用せる締約國に於ては演習召集日數を制限するを要す、

一二、現在行政事務に従事しつゝある軍人に代ふるに非軍人を以てすることを得ず、

一三、海軍豫算年額及主要なる款項の數字に一定の制限を設くるを要す、

註一八、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Viertes Stück, pp. 21-22.

註一九、海軍大佐安富正造著海軍縮減の重點、第九十六頁、

註二〇、Hans Wehberg: Die internationale Beschränkung der: Rüstungen, p. 376. Documents of the London Naval Conference, pp. 103-107.

註二一、Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Fünftes Stück, pp. 26-27.

註二二、ロート・リーの英國議會に於ける説明演説中に左の一節あり。

The basic principle was that we should accept a standard of naval strength which was equality with the United States of America, and, of course, corresponding ratios with regard to the other navies. This was not only a new orientation of naval strength, but a new portent in world politics and the relations existing, and which will exist in the future, between English-speaking peoples. カリーマン・ヤレーンの次の句は英國人がラビダメン協定に附する意義の如何に重大なるかを示す。"After our British Commonwealth of Nations, the relation between them and America stand with us before those with any other nation and before the League of Nations. Mr. Macdonald found them in peril. He has removed the peril, and therefore deserves the enduring gratitude of our people. Even if the Conference is only a partial success, if this remains much will have been achieved whatever may be the undertakings entered into by any Government, no British party or electorate will allow the shadow of hostilities with America to appear on the horizon

Great Britain will never again go to war without America as an ally.....It is to be hoped that our people will never again enter into any guarantees without America by our side Europe and Japan know, and America knows, that our main reductions are made in response to the purely American doctrine of parity and to scaling our strength in cruisers down to her own far different requirements. Consequently the obligation of honour must compel her(America), more than any pledge or treaty, to go to the assistance of the British Empire in any war that is forced on that empire." (Carlyon Bellairs: The Naval Conference and After, p.p. 8, 30, 35, 38, 40-41)

註二三、Bernstein: Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozial-Demokratie.

註二四、Bertrand Russell: Roads to Freedom.

第十一章 空軍軍備制限の内容

航空機の内、軍用上の價值大なるは飛行機なり。飛行機は世界大戦中非常の效力を發揮し、陸軍に於ては敵狀偵察、射撃、觀測、敵軍航空機の掃蕩、機關銃に依る砲撃、爆彈投下、敵軍司令部の攻撃等に其の機能を發揮し、海軍に於ても亦偵察、觀測、爆彈投下、潜水艦監視等に使用せられたり。此の新軍用機材は將來益々積載量、速力等を増加し其の機能に従ひ型を別異にし、reconnaissance plane, pursuit plane or fighter, bomber, attack plane or army cooperation plane, transport plane, interceptor fighter 等を生じ、戦闘用飛行機は堅牢にして速力大に且操作の自由自在なるを可とし、空中歩、騎、砲兵隊又は機關銃隊となり、或は敵機を掃蕩するの任務に服す。爆撃機は商用飛行機に近似し、速力及積載量に於て大なるを其の要件とす。爆撃機は生命長く、射程二百五十哩に及ぶ安價の長距離砲に比することを得べく、二千封度の炸裂力大なる爆彈を投下命中するに於ては如何なる巨艦と雖も之を撃沈し得るやに傳へられ、(註一) 將來尙大なる發達可能性を有し、(註二) 毒瓦斯攻撃に之を用ゆるに於ては勝敗の決定的要素となり、他の一切の武器をして其の意義を失はしめむとす。(註三) ノエル・ペーカー教授は飛行機の軍事的意義に關する諸説を比較論評したる上實に次の結論を下せり。(註四)

"The essential facts of the situation, then, are these: that aerial bombardment will, in all human probability, be the principal offensive weapon of any future war; that defensive fighting aircraft cannot remove the danger of such attack, unless complete and total air supremacy be obtained—a prospect, even for the strongest nation, improbable in the extreme;

that the main factor in the efficacy of air bombardment is the number of aeroplanes employed; that commercial aircraft will be equally effective with military aircraft for the purpose; that the scale of commercial aviation will enormously increase when it becomes, as no doubt it will, an economically profitable proposition; and that there is, for all purposes of aerial warfare, an essential and inevitable connection between the possessor of commercial aviation and potential war-power in the air." ウイル・イルウインは其の名著「次の戦争」に於て世界大戦の経験より推論じて將來の害敵手段が如何なる方向に開展すべきかを検討し、銃砲の射撃に依る殺戮方法は全體其の能率の極限に達せりと斷じ、世界大戦中交戦國の飛行機は迅速に其の速力及行動範圍を増大して一九一八年には三百哩の外に出動し得るに至り、同盟國は一九一九年には四百哩の遠距離にある伯林市を襲撃し、休戦前後に於て漸く米國人に依りて完成せられたる、而て(一)透明無色なること、(二)空氣よりも稍重きこと、(三)身體の露出せる全部分に火傷を負はしむるのみならず之を毒害することの三要件を具備せる Lewis bag の原料半噸の填充せる高さ八呎の投射物を伯林市の上空より投下し伯林に於ける一切の生命を斷つ計畫を有し、若し世界大戦にして一九二〇年迄繼續したらむには必ず其の實現を見たるならむと云ひ、今やラチオに依り操縦せらるる飛行機は極大の口径及極大の着弾距離を有する "super-gun" となれりと説き、將來の害敵手段は正に毒瓦斯彈を積載せる飛行機にして、其の攻撃の對象は番犬に比すべき戦闘員にあらずして寧ろ小羊に比すべき市民なりと云ひ、次の戦争に於ては首都及大都會の毒瓦斯攻撃は可能性よりは寧ろ強き蓋然性又は確實性を有す、軍事専門家は世界大戦中の發明を如何に利用すべきかを研究し、今や現存既知の飛行機及毒瓦斯を以て一朝にして巴里羅馬等の首都 (Metropolis) を墓所 (Necropolis) に化するの容易なるを知れりと結べり。(註五)

Captain B. H. Liddell Hart は其の著「現代陸軍の改造」に於て飛行機は吾人をして其の政府、産業及國民を防衛しつ

つある敵軍の頭上を越えて、單刀直入、敵對する意思及政策の本據を突くを得せしめ、若し第一打撃にして迅速且有效ならむか、開戦より數時間、多くも數日を出でずして、敵國の神經中樞を攻略し得べし、近代文明國は頗る複雑且機微の組織を有し、空中よりの奇襲に對し絶大の弱點を曝露せりと云ひ、空中戦に於ける勝利は最初に精神的攻略目標を奪取する側に在り、一方交戦國の軍隊にして移動性に富み隱匿を能事とする敵軍を搜索することに貴重なる時間を空費することあらむか、自國の中心都市は忽ちにして混亂に陥り、敵軍を目標とせる軍隊が勝利を博する以前に於て、既に勝敗の數は決定すべしと云へり。而てスベイト氏は此の語を引用して斯るが故に空軍は聯盟規約、壽府議定書の如き發動することと遲き一般的安全保障を無價値に歸せしむと説き、"The certainty and promptness of mutual assistance in the air must always be conditioned, first by vicinity, secondly by solidarity of vital interests. Only a "zoning" system can fulfil this essential requirement," と説きロカルノ條約の眞正なる安全保障を提供する所以を高調せり。(註六)

斯の如き、未來の武器に關し國際軍備縮少運動は今日迄に果して何事を爲し得しや、又近き將來に於て何事を爲さむとしつつありや、之れ次に検討すべき問題なり。飛行機に關する國際法上の權利義務に付規定するものはヴェルサイユ條約を以て嚆矢となす。同條約の規定に依り獨逸國軍は航空隊を包含することを禁止せらる、即ち獨逸國軍は飛行機及航空船を取得し保有することを得ず、大使會議は軍用飛行機と非軍用飛行機とを區別するの標準を明定し、之を獨逸側に通告したり。此の制限の結果として獨逸の非軍用飛行機は迅速に發達し佛國は之に備へむが爲に今や世界最優勢の空軍を保持するに至り、而て英國は又佛國に對抗して其の空軍を擴張しつつあり。(註七) 中米諸國間軍備條約に依り締約國は各其の保有し得る軍用飛行機數を十臺に限定せり、華盛頓會議は航空母艦の單艦噸數及合計噸數並備砲を制限したるが、一般空軍に關しては一面に於て軍用飛行機と非軍用飛行機との特色に差異あることを認めたるも、他面に於て

到底的確なる區別の標準なきことを結論し、商用及非軍用飛行機の軍用に供せらるることを阻止するの手段なしと斷じ、一國空軍は總飛行機臺數及型、總馬力數及型、一機の積載量又は合計積載量及型、總航空人員、竝空軍豫算等を以て制限の標準となし得べきも、一國空軍兵力は國民性、航空機製造能力及非軍用飛行機發達程度等にも關係するが故に到底制限實行の手段なきことを確言したり。(註八)

倫敦海軍條約は華盛頓條約の後を承けて一萬噸未満の小型補助航空母艦をも尙華盛頓條約に依り定められたる各國の保有量中に包含せしめ、且八・一吋砲級巡洋艦及六・一吋級巡洋艦合計保有量の二割五分未満の噸數に航空機着艦臺又は甲板を裝備するを許すこととなれり。此の後者の事實は直接軍備制限會議が軍備會議たるの事實を立證する一端にして帝國代表の如きは極力之を阻止すべき地位に在りたるものと吾人は確信す。(註九)

國際聯盟軍縮會議準備委員會は其の基礎的研究に於て軍用飛行機と非軍用飛行機とを區別せしめ、非軍用飛行機の軍事的價值を測定せしむる適確の標準なしと斷じ、空軍制限の方法としては(一)航空人員(現役總人員又は同上及豫備人員)の制限、(二)材料(本國に於ける第一線戰用航空機數、總馬力數又は積載量)の制限、(三)航空材料の製造及輸入に關する制限、(四)軍用及非軍用飛行機に各別に適用する制限又は兩者を一括して之に適用する制限、(五)航空船に關する制限を擧げて、其の利害得失を研究したるも、結論として何等特殊の制限方法採用方を勸告することなかりき。

該委員會第四回會議及第五回會議に上程せられたる露國委員提出の一般的軍備即時全廢案は空軍人員に關しては陸海軍兵員に倣ひて之を解散し、材料に關しては爆撃機、雷撃機、航空船、爆彈等の材料は之を一年以内に破壊し、其の他空軍材料は四年以内に之を破壊すべきものとす、但し經濟上の使用價值ある材料は武裝撤去の上之を非軍事機關に引渡し、空軍根據地は武裝を解除し、平和用航空機は各國共條約の定むる一定臺數を限り之を保有すべきものとなせり。

次で露國委員提出の軍備縮少案は軍用航空船は之を全廢し、空軍國を(甲)軍用飛行機二百臺以上を有するもの、(乙)百臺以上二百臺以下を有するもの、(丙)百臺以下を有するものの三種に分類し、甲國は現有勢力の五割、乙國は三割三分三厘、丙國は二割五分を減少し、航空人員及航空豫備人員は之に比例して之を減少し豫備飛行機臺數及發動機數は在役中のものの二割五分を超ゆることを得ず。尙一九二八年一月一日現在の型より新式の型は之を採用することを許さず。爆彈其の他の投射物は全部之を破壊し去るべきものとなせり。本案が軍は即時全廢案程の考慮をすら値ひせざりしことは既に史論に於て述べたる所の如し。

其の後該委員會第三回會議に於て英案及佛案を基礎として審議立案したる條約案にして、其の第六回會議に於て第二及第三讀會を経て採擇せられたる一般的軍備制限條約案の空軍條項の綱要を示せば次の如し。

(一) 兵 員

空軍の人的要素に關しては本國に在ると海外屬領に在るとを問はず空軍又は空の軍隊的組織團體に在役中の日割平均人員を次の區分に從ひ制限するものとす。

(一)(任意的)本國駐屯の空軍兵員數最大限

(二)(任意的)海外駐屯の空軍兵員數最大限

(三)締約國の空軍兵員數最大限

(四)本國駐屯の空の軍隊的組織團體に屬する人員數最大限

(五)海外駐屯の空の軍隊的組織團體に屬する人員數最大限

右空軍人員制限に關する諸表は總人員を示すと同時に其の内譯として條約署名の際に於ける締約國の徵兵制度の空

軍に於て現行中の最長勤務月数の勤務を完了せる士官、下士官及兵卒等の員数を示すことを要す。
空軍豫備兵員数の制限外に置かるべきことは陸軍及海軍の場合に同じ。

(一) 機材

空軍の物的要素に關しては各締約國は陸、海、空軍並陸海空の軍隊的組織團體に於て現用中及直接豫備の飛行機にして戦用に適するものの數及總馬力を左表の區分に從ひ制限すべきものとす。

第一表、陸軍、海軍及空軍の飛行機の合計臺數及總馬力數、但し在本國飛行機、在海外飛行機、航空母艦搭載飛行機に區分したる内譯の表示は任意的とす。

第二表、陸、海及空の軍隊的組織團體の飛行機の合計臺數及總馬力數但し在本國飛行機及在海外飛行機に區分したる内譯の表示は任意的とす。

各締約國は陸、海、空軍並陸、海及空の軍隊的組織團體に於て現用中の飛行船にして戦用に適するものの數、總馬力及總容積を左表の區分に從ひ制限すべきものとす。

第三表、陸、海及空軍の飛行船の數、總馬力及總容積但し在本國飛行船、在海外飛行船、航空母艦搭載飛行船に區分したる内譯の表示は任意的とす。

第四表、陸、海及空の軍隊的組織團體の飛行船の數、總馬力及總容積但し在本國飛行船、在海外飛行船に區分したる内譯の表示は任意的とす。

陸軍及海軍用機材と異なり、空軍用機材の維持購入及製造費は制限を受くることなし。

(三) 軍事費

第六回會議後期に至り軍縮會議準備委員會は各締約國の陸、海、空軍及同軍隊的組織團體の經費年額を制限するに決し、豫算専門家委員會は陸、海、空軍費各別の制限を可能なりと斷定したり。

獨逸、米國等の委員は貯藏中の機材をも併せて制限せむことを提議し、露國委員は貯藏中の機材を現用機材の二割五分に制限せむことを提案したるも、何れも否決せられたり。(第一條乃至第九條、第二十五條乃至第二十八條、第二十九條)

尙非軍用航空事業に關しては第二十八條は次の如き規定を設けたり。

(一) 締約國は非軍用航空機材が純然たる非軍用の目的の爲、殊に能ふ限り最大の安全及最高の經濟的效果を與ふる爲製造せられ得る様、右機材の製造に當り軍事的特性を之に賦與せしむることを指示することなかるべし、非軍用航空機を軍用航空機に変更するの目的を以て非軍用航空機に兵器を裝備する爲の準備を平時に於て爲すことなかるべし。

(二) 締約國は非軍用航空企業に對し軍事上の目的の爲特別に訓練せられたる者の使役を要求せざることを約す、締約國は非軍用航空企業に軍用航空に従事する者を派遣すること又は右企業に於て軍用航空機材を使用することを假の且一時的の措置としての外許可せざることを約す、如何なる性質の非軍用航空たるを問はず之に右の如く使役せらるゝ右の者及軍用機材は各場合に應じ、本條約第一編又は第二十五條及第二十六條に依り關係締約國に適用せらるべき制限に含まるべし。

(三) 締約國は經濟上、行政上、又は社會上の目的の爲に設けられたるに非ずして主として軍事上の目的の爲に設けられたる航空路に對し直接又は間接に補助金を交付せざることを約す。

(四) 締約國又は各國の非軍用航空企業間の經濟的協定の締結を能ふ限り獎勵し且之が爲協議することを約す。(註一〇)

翻て諸學者等の提案を一顧せむか、ノエル・ペーカ教授は空中戰の將來の戰爭に於て "the most dangerous of all the means of war" たる所以を力説し、之を制限せざるに於ては軍備制限協定が其の意義を失ふのみならず、反て空軍擴張競争を招徠すべきことを高調し、軍用飛行機の數、型、馬力又は速力若くは積載量に依り空軍の制限を實現することには華盛頓會議に於ける専門委員會所説の如く不可能なりとするも、空軍の總人員又は一定割合の操縦者を含める空軍總人員を限定することに依り、或は空軍豫算全部又は航空機の建造、武裝及彈藥購入の爲に支出する經費を制限することに依りて、空軍の制限を實現し得べく、尙補充的協定を以て國有の非軍用飛行機は之を空軍中に包含せしめ、商用飛行機等に付ては其の補助金を前記空軍豫算中に包含せしめ、又補助金下附の條件として飛行機建造の際、型、速力等に關し特殊の條件を課することを禁止し、且商事航空人員に關しては、任意的にも、將又強制的にも、軍事教練を施すことを禁止し以て軍縮協定に對する脫法行爲を阻止すべく、各國間の比率に關しては華盛頓會議専門委員會が、(イ)發達幼稚なる爲各國の空軍現有勢力が比率の基礎となり得ざること、(ロ)空軍が陸海軍の補充部隊たる關係上、陸海軍の規模が空軍の夫に影響すること、(ハ)國に依り國防上、陸、海、空軍中特に其の一に偏重すること、(ニ)未開國に於ける守備及警察に空軍利用の可能性大なること、(ホ)某國の地理的地位其他の事情及敵國の兵力は右某國の空軍兵力決定に影響すべきこと、(ヘ)服役期間の差は空軍の戰鬪力及豫備兵數に影響すべきこと、及(ト)非軍用飛行機の發達程度が空軍の規模に影響すべきこと等を理由として、比率設定不可能なりと斷定せるを難じ、空軍が陸軍及海軍の補充部隊たる任務を有するに顧み、陸、海軍總兵力に比例して空軍の比率を決定せむことを提言し、次の條約基礎案を立案したり。(註一一)

(一) 商用航空機の數及型を制限することは其の望まじきと望まじからざるとに拘はらず殆んど全く不可能なり。

(二) 但し政府が商用航空機に經濟的能率よりも軍事的能率を發揮する様其の型を變化せしむる條件にて補助金を下附せざる旨の協定を成立せしめ得べし。

(三) 更に商用航空事業従業員に義務的又は任意的軍事教練を施さざる旨の協定を締結すべし。

(四) 軍用航空機の型を有効に制限することは多分不可能なるべし。

(五) 國家が國防制度の一部として維持する空軍力を制限することは望ましく且可能なり。空軍力を協定の成立し得る限度に於て能ふ限り最低限度迄縮少せしむる事は更に望ましく、特に英國は之を爲すことに最大の利害を感じるものなり。

(六) 陸上空軍力に對する制限は次の事項に及ぶものとす。

(イ) 總空軍人員の制限

(ロ) 容認せられたる總空軍人員に比例する飛行士數の制限

(ハ) 航空機製造並航空機用武器及彈藥の爲に認容せられたる豫算年額の制限

(ニ) 總空軍費の制限

(七) 各國陸軍の總兵員數及材料費の内に總空軍兵員及總航空材料費を包含せしむるは前項の案に一層弾力性を與ふものなるが勿論不充分たるを免かれず、斯る制限は政府により大なる行動の自由を與ふるものにして、之が爲に制限を不十分のものとなすも、若し幸にして採用せらるゝ時は、却つて實際的の案となるべし。

(八) 無數の商用航空機の存在に隨伴する突然の襲撃の危險に應ずる爲に主として航空機の威力に依存する相互保障制

度を設くるを要す。此の目的達成上望まじきことは、各國が陸上空軍力の大部分を相互防禦に協力せしむる爲提供すべき旨を約定すること之なり。斯る相互空軍保障問題は、二三の専門家の考ふる如く、他の軍縮方法が頗る必要且有意義なりとするも、將來世界の平和及安全を脅威すべき最大の危険に對して備ふる所尠きに鑑み、極めて緊要なる事項と云ふべし。

Rennie Smith も亦次の如き同巧異曲の考案を提示したり。(註一三)

- (一) 本國に駐屯せる空軍の現役總兵員數は別表第十二に定められたる國別兵員定數を超過することを得ず。(現役兵員なる文字は形式上陸、海、空軍の何れに屬するを問はず、航空役務に従事する一切の隊伍に屬する一切の人員を云ふ)
- (二) 空軍に於ける訓練せられたる飛行士の數は別表第十一に定められたる各國別兵員定數を超過することを得ず。
- (三) 陸軍の場合に倣ひ現役兵員總數に對する將校下士の歩合を定め、服役期間演習召集期間を定め、且現在行政事務に従事しつゝある者に代ふるに非軍人を以てすることを得ず。
- (四) 使用中及貯藏中の次の種類の航空機用發動機の總馬力數は別表第十四に定むる各締約國別表に定められたる數字を超過することを得ず。

(イ) 戦闘用航機

(ロ) 爆撃用航空機

- (五) 使用中及貯藏中の航空船(空氣より輕き機)の總容積は別表第十五に定められたる各國別表容積を超過することを得ず。

(六) 空軍費は空軍豫算年額其の款項別定額を越ゆることを得ず。

(七) 締約國は航空商事會社に補助金を下附するに當り航空機の式及性質又は其の従業員の教練に關し條件を附することを得ず。

(八) 締約國は航空商事會社の人員特に非軍人たる飛行士に其の階級如何を問はず何等の軍事教練をも與へざることを約す。

(九) 締約國は本條約の補充的協定に依り航空商事會社の一又は多數の聯合を組織し、國際商事航空事業を經營せしむべし。

A. Baumbach は空軍の攻撃に對する各國の安全率は(一)一切の直接隣接國の空軍活動範圍、(二)一切の直接隣接國の攻撃用飛行機臺數及活動能力、(三)一切の隣接國の攻撃用飛行機に搭載せらるべき爆彈量並長期戰に於ける敵國の軍事潛勢力に依ると説き、歐洲列強の空軍が如何に互に他の脅威を構成せるかを叙述し、國際聯盟及一般同盟關係より結果する列國勢力平等化(Kraftgleichung)は不確實にして之を閑却し得べしと述べ、攻守同盟に依り空軍の攻撃力を合作せしむるには何等の技術的準備を必要とせず、故に空軍力の強大となるに伴ひ軍事同盟に依り國際政局は一層紛糾錯綜するに至るべしと説き、軍縮協定締結に際しては同盟を形成するの政治的行動の自由を抛棄せしむるの必要あり、論理的に云へば軍事協定の個々の締約國間に締結せらるべき新同盟條約は豫め全締約國の同意を取付くるの必要ありと結び、

(“Es muss mit anderen Worten logischerweise die technische Abrüstung der Kampfmittel mit einem mehr oder weniger vollständigen Verzicht auf militär-politische Gruppierungen verbunden werden. Logischerweise müssten neue Bündnisverträge, die während der Laufzeit einer Abrüstungskonvention zwischen einzelnen Vertragskontrahenten eingegangen werden, vorher der Zustimmung aller Vertragsparteien insgesamt bedürfen.”) 更に進みて歐洲諸國が獨、塊、洪、勃の空軍を全廢し

たる後ヴェルサイユ條約條五編前文及聯盟規約第八條の約束を無視して一九二六年——一九二七年軍縮會議準備委員會に於て空軍軍備縮少案を拒否せるを難じ、善意を以てすれば空軍の全廢は困難ならず、其の縮少制限は(一)飛行機の有效重量(Nutzlast, Poids utile) (イ)動力總馬力量、(ロ)羽翼總面積(Flächeninhalt)、(ハ)飛行機臺數、(ニ)イ)及(ロ)の結合、(ホ)イ)及(ハ)の結合、(二)飛行學校、(三)航空船、(イ)瓦斯容積、(ロ)臺數、(ハ)動力總馬力量、(四)貯藏材料、(五)人員、(イ)掃蕩隊、爆撃隊、偵察隊、飛行學校、技術部、司令部、行政部に配屬せられたる一切の現役航空人員(攻撃的と防禦的に區別することを得)、(ロ)既教育豫備兵、(六)地上設備、(七)(民間航空機の價値は過大に評價せらるるの傾向あり)民間航空家の軍事教練、(八)空軍費特に其の材料費を把握することに依り制限を齎し得べしと提言せり。(註一三)

國際聯盟協會聯合會ブタペスト會議は空軍の全廢案を可決し、アーノルド・フォスター氏の如きは之に左袒せり。此の外軍用、非軍用航空機の一括制限を主張する者あり、特に爆撃機の廢止を提唱する者あり、之に反し空軍の國際化、民間航空事業の國際化、航空路の國際化等を主張する者等あり。

特に航空船に付一言せむか、空氣より輕き機の軍事上の價値寧ろ小なり、華盛頓會議專門家委員會は小なる航空船が何等の攻撃力を有せざること、大なる航空船は不燃燒性瓦斯を孕み、防禦用飛行機を塔載し、高速力にて疾驅するに於ては之を攻撃用で使用し得べきこと、制限方法としては國際協定を以て航空船の型を制限すれば即ち足ること及協定違反事實は容易に發見し得べきことを報告し、(註一四) 軍縮會議準備委員會は前述の如く航空船の合計馬力量及合計容積を制限せむことを提案せり。

世界大戰中航空船は飛行機の敵に在らざりしと雖も、デーリー・ニュースの所論の如く航空船も亦其の將來に於ける發

達力を有し、此の軍用材料にして多數の飛行機を塔載して活動するに至れば空軍の活動範圍を擴大し、其の戰略上の價値を大ならしむべきが故に、一切の航空機に付一定の制限を設くるの必要あり。(註一五) 獨逸及其の舊同盟國は航空船を保有し得ざるが、爾餘の諸國に關しては毫も絶體禁止の必要なのみならず、こは到底不可能なり。故に華盛頓會議專門委員會の結論に従ひ、航空船の型と隻數とを制限するに依り容易に其の目的を達し得べく、將來又次善の對案として軍縮會議準備委員會の提案の如く海軍總噸數制限主義に倣ひ、合計馬力量及合計容積を制限して満足するを得べきなり。

想ふに空軍制限の手段として、人的要素に在りては航空總人員又は操縦者員數を制限すべきことに關しては、専門委員會及學者の所説の一致する所なり、物的要素の制限に關しては彼の大使會議がヴェルサイユ條約の適用上軍用飛行機と非軍用飛行機とを區別すべき標準を決定したるに反し、諸専門委員會は右標準を確定するの手段なきことを論結したるが故に、吾人は最早ヴェルサイユ條約の例に倣ひて空軍又は軍用飛行機を全廢し、若くは中米諸國間軍備制限條約の例に倣ひて之が臺數を制限するの根據を有せずと云はざるべからず。或は軍用、非軍用を問はず一切の飛行機を一律に全廢し、又は制限せむことを提言し得べし。商用飛行機が世界に於ける交通々信の便を増し、生活資料の配給に協力し、諸國民間に於ける誤解の因を去り、戰爭の原因を減少するの效果あるに鑑み、到底列國政府の傾聽する所とならざるや言を俟たず。唯窮餘の策として國際聯盟軍縮會議準備委員會は漫然國軍現役用の飛行機臺數を制限し、補充的規定として民間航空事業を軍事上の目的に供用することを阻止せむが爲、實行困難なる諸多の規定を設けむとし、ペーカ教授は空軍豫算の制限に依り間接に空軍材料を制限せむことを提案す。然れども民間航空に於ける操縦者及飛行機は軍事上の價値を有し、空軍の制限は民間航空事業の發達を促進すべきや言を俟たず。空軍人員を制限して民間航空に於

ける操縦者の数を制限せざるは陸軍に於て警察隊等を制限せられつつあるに比し到底均衡を得ず、現役使用の飛行機臺数を制限して他を顧みざるは軍縮會議準備委員會に於ける獨逸委員も指摘したるが如く耳を掩ふて鈴を盗むに似たり。茲に於て或は民間航空事業に干渉して軍事上の目的を以て之を保護助長することを禁止し、或は民間航空事業が現狀に止まることを條件として空軍制限協定を締結せむとするも、前者は實行を確保すること頗る困難に、後者は事實上空軍と民間航空事業とを一律に制限せむことを提案するに等し。或は軍縮會議準備委員會に於ける獨逸委員の提案を採用して、飛行機及毒瓦斯を以てする都市及非戦闘員の攻撃を禁止する戰時國際公法を制定し得べし、其の行はれざることを確實なり。宜なり全體として安全保障問題を馬耳東風と聞き流せる英國人ノエル・ベーカー教授が飛行機の攻撃に對する防禦の爲相互空軍援助協定の締結を提唱し、獨逸人 A. Baumker が空軍の性質が軍事同盟の形成を速進すべきことを説き、スベイト氏が空軍の性質に鑑み地方的協定のみ有效なりと聲明せることや。觀じ來れば一切の空軍制限に關する考案は、軍用飛行機と非軍用飛行機とを區別すること能はざる結果として、將又民間航空事業及其の従業員（軍事潛勢力）の存在する結果として、海軍制限案及陸軍制限案特に其の前者と同一程度の完璧を期し難く、將來國際聯盟が招集する軍縮會議が萬一を僥倖し得べき國際空軍制限協定は前述の諸考案特に軍縮會議準備委員會第三讀會案の如く現役兵員及使用中及直接豫備の材料の制限に終始し、軍縮協定成立の外觀を糊塗する虚飾的解決に止まるべきを吾人は豫言せむと欲す。

註一、Noel Baker: Disarmament, p. 60. Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Fünftes Stück, pp. 7-8, 15-21. Sir George Aston: The Study of War, pp. 151-171.

註二、Oliver Stewart: The Strategy and Tactics of Air Fighting, pp. 191-192. は將來の飛行機に關し次の豫斷を下す。

“The fighting aeroplane of the future will be a very all-steel monoplane mounting a 1,000 h. p. gas turbine engine and possibly incorporating some form of jet propulsor. It will be capable of 400 miles per hour on the level and will have a terminal velocity in the dive of nearly 800 m. p. h. In other words, it will be able to travel faster than sound.

It will climb to 20,000 feet in four minutes and its service ceiling (which is the height at which the rate of climb falls below 100 feet per minute) will be 60,000 feet. Everyone who, in 21 years, has watched the speed of aircraft mount from 30 miles per hour to nearly 300 miles per hour, and the height attained increase from 10 feet to nearly 40,000 feet, will agree that the figures given for the fighting machine of the future are more likely to prove under-estimates than over-estimates.”

註三、Oliver Stewart: The Strategy and Tactics of Air Fighting, pp. 189-195.

註四、Noel Baker: Disarmament, pp. 221, 222.

註五、Will Irwin: The Next War, pp. 35-46.

註六、J. M. Spaight: Pseudo-Security, pp. 115, 161.

註七、G. Hosono: International Disarmament, Chapter XIX, 1.

註八、Record: Conference on the Limitation of Armament, pp. 752-783.

註九、倫敦海軍條約第十六條五號

註一〇、Preparatory Commission for the Disarmament Conference; Report of the Sub-Commission A; Sub-Commission B, Report I, II, III, Report of the Mixed Commission, Minutes of the Third, Fourth, Fifth and Sixth Session (first part and second part) of the Preparatory Commission for the Disarmament Conference.

註一〇 Noel Baker: Disarmament, pp. 229-244. 268-274.

註一一 Rennie Smith: General Disarmament or War? p. 100.

註一二 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil, Fünftes Stück, pp. 29-71.

註一四 Record: Conference on the Limitation of Armament, p. 762.

註一五、航空船の發達に關するデーリー、ニュースの次の記事は頗る興味あり。

“They will have a capacity of 6 million cubic feet; each ship will be armed with 30 heavy machine-guns and one 1-pounder automatic cannon. These weapons will be provided with 9,700 rounds of ammunition, and bombs will also be carried. They will be filled with helium and could fly at a speed of 50 knots for 2,000 miles, with a military load of 43 tons. Each dirigible could, if necessary, carry 6 fighting aeroplanes, for 5,000 sea miles, at a speed of 50 knots.” (Daily News, March 11, 1926.)

第十二章 結 論

文明と技術との進歩に伴ひ、國際團體は一の “Kulturgemeinschaft” の形態を呈するに至り、民族主義、帝國主義及主權論の歸結たる國際的無政府状態及其の標徴たる軍備競争及慢性的戦争を匡救せむとする平和運動及其の部分現象たる軍縮運動は宗教的・道徳的動因より出發し、負擔の軽減及平和促進の要求に鼓舞せられて、國際的法的秩序の建設及無政府状態の反映たる軍備の縮減撤廢を要望す。然るに一面戦争の原因及軍備の存在理由は共に生命に内在し、生命の躍進に依り醸成せらるる一切の衝突即ち生存競争將又群團淘汰は死滅即ち “biologische Freide” に依りて解消するが然らざれば “cosmic process” に代ふる “ethical process” を以てし、物理的競争に代ふるに精神的競争を以てすることに依り、安全瓣を通じて平和の溝渠に誘導せられざるべからずして、安全保障の要求は實に茲に胚胎す。尙陸軍及空軍制限の技術的困難が此の制限をして一の虚飾的解決に止まらしめむとするの事實も亦該要求を正當化するものなり。

民主國體と君主國體とを問はず、一切の國家社會を通じて、概して秩序の保持せられ、革命の阻止せられ、國民をして社會生活の安全を樂しましむる所以は民族的普遍我が一面に於て當初概して武力に依りて自立せる權力を背景として法制を維持し、他面に於て社會政策救貧施設等に依りて社會的病理の鎮靜を圖り、社會的平和の絶對的保障を供するが故なり。而て余の所信に従へば余が本論の研究範圍外に置きたる共產主義、社會民主主義、無政府主義、勞働組合主義、ギルド社會主義の如き各其の提唱する「自由への方途」を特異にするに拘はらず、何れも上述の社會的平和保障の絶對的要件の羈絆より逸脱すること能はず。彼の露國の共產主義が略國家社會主義となり、伊太利のサンヂカリズムがファ

ツシズムに轉向し、經濟的危機に直面するや、列國が戦後の反動として漸く萌出でたる所謂國際主義の戦線を一擲して民族主義の堅壘に據り、國粹社會黨が諸國に擡頭し來り、"international coalition of exploiters and oppressors versus international coalition of the exploited and oppressed"と云ふが如き對立の視野に入り來らざるの事實之を立證せり。等しく人類の組織する國際社會も決して此の理法の例外を爲し得べきものにあらざりて、四海同胞主義(Kosmopolitismus)に立脚せる全人類我(君主主義又は民主主義に依る單一の世界國家)否寧ろ國際主義(internationalism)に立脚せる全民族我(差當り國家聯合)が一面超國家的權力を以て種々の禁令(聯盟規約第十條、不戰條約第一條其の他類似の内容を有するもの)を維持し、他面國際的社會政策、將又國際的救貧施設を施して國境の變更、(規約第十九條に定むる事項)過剩人口の移住、食物、原料、加工品の分配等を統制するにあらざれば平和組織("organisation de la paix")を鞏固なる恒久的基礎の上に置くことを得ず。斯の如き融通無碍の全人類我否寧ろ全民族我は全體の利益と調和する範圍内に於てのみ一方飽和状態に達し、"état de paix spontanée"を享有せる壯年期の帝國主義に現状維持の保障を與へ、他方帝國主義進展の途上に在る青年期の帝國主義國又は戦敗後の不平等條約の桎梏に呻吟せる諸國加之老朽國及弱少國に政治的及經濟的整調の福祉を賦與することに依り、"la paix de tous" (pax britannica etc. にあらず)を組織し、絶對的安全保障(absolute security)を確保し、内實慢性的戦争に過ぎざる武裝的平和を標徴とする國際的無政府状態を除去し、平和組織を確固不拔の基礎の上に置き得べし。而て此の事實は英米兩國政府は兎に角兩國識者の一部の明に容認する所なり。(註一) 茲に至れば平和問題の部分問題たる軍備制限問題は容易に理想的解決を發見し、新式兵器の denationalisation(軍備の國際化(Untüftung))は超國家に於ける國防憲法(Wehrverfassung im Überstaat)に依り最終的に體現せらるるに至るべし。(註二)

然るに一切の人類將又一切の民族は全人類我將又全民族我の表現人たる境地に悟入したること嘗てあるなく、人種、民族(政治的意義に於ける)の差異、領土の廣袤、先天的資源の貧富、個別的利害の衝突、群團本能の矛盾性等は彼等をして常に獨立個我的心境に執着せしめ、民族國家が自然的究極的實在體たるを想はしめ、彼の嘗て軍事、外交及關稅等を單一中央權力の統制に委したる國家聯合は、"Gemeinwille"の所産たる民族的國家建設の途上に於て之を發見し得るに過ぎず。茲に於てか各國家は意識せると否とに拘はらず、一樣に或は民族我の段階に立ちて相互援助又は安全保障を説き、或は端的に軍縮を議す。之れ國際政治の統一原理が民族主義(nationalism, the denial of peace)にして國際公法が專横なる國家の意思又は利益の國際的反映に過ぎざるか、一切の締約國の要求の最大公約數に過ぎざるものとなり、國際聯盟が雄大なる思想の幽靈たるに止まり、ブリアンの言を借りて云へば聯盟規約も不戰條約も列國が便宜に従ひ之に賦與せむとする意義を有し得るに過ぎず。眼光紙背に徹する者に取り考案せられたる一切の相對的安全保障は僞似安全保障にあらざれば即ち特殊的協定にして、優越權の具たる軍備國防を補ふに同一の用具たる外交國防を以てし、一半は平和に對し用意すると共に一半は戦争の準備を成すものと云ふべく、平和に向つて五十歩すると同時に戦争に向つて五十歩するものにあらざるは稀なり。

斯くの如く民族的個我の段階に立ち、關係的勢力の不變、經費節減、脅威の除却、防禦力の増加、條約效果の保續性等を指針として、軍備の縮少制限を議す。一切の軍縮會議が軍備會議となり、羈制政策、強力政策の逐鹿場となり、練達せる外交政治家の舞臺に登場して、博辯宏辭を以て國際主義平和主義の爲に氣を吐くあるも、樂屋は畢竟厘毫の關係的兵力を争ひ、或ものは必勝の勢を確保せむとし、或ものは必敗の勢を免れむとし、時に力争して激語怒罵を交換し、掛引の秘術を盡したる後、各國共、「軍備の自由」を留保して軍備競争の道程に上ると、「軍備の自由」を抛棄すると其の危

險果して孰れが大なるやを爾餘の二義的得失と併せ比較計量し、後者を利益なりとせば茲に辛ふじて會議の成功を庶幾し得るの醜狀を曝露す。吾人が史論に於て力説したるが如く、アンリー第四世の大計畫を始めとし、ニコラス第二世の海牙會議招集に關する提議、英國の英獨海軍休暇に關する提議及倫敦海軍會議開催に關する提議、米國の華盛頓會議及壽府會議開催に關する提議は勿論、丁抹社會黨の任意的國內的軍備撤廢法案及露國委員の一般的軍備即時全廢案に到る迄一切の提議は霸制政策にあらざれば即ち關係的勢力の増大に依る經濟的軍備擴張（縮少的擴張又は戰略的擴張）運動の發現にあらざるはなし。（註三）若し然らずして平和の促進、負擔の軽減が列強の唯一の關心事ならむか、吾人は如何にして、軍縮會議に於て列強が一面其の當面せる問題の理想的解決を齎すべき經驗の指示する唯一の方途たる絕對的又は準絕對的安全保障協定の採擇を斷然拒否し、他面價值乏しき相對的安全保障を前提とし、又は之を前提とせずして該問題の實際的解決を企圖するに當り、時を異にして軍縮運動に對する態度を變更し、（一九〇七年の露國、一九二〇年以後の獨逸及佛國）勝敗の chance を胸に秘めて厘毫の比率を争ひ、或は「惡しき良心」を以て一部の軍備撤廢を高唱し、或ものは間接軍備制限を欲し、他のものは直接軍備制限を主張し、或ものは三軍の相關性を主張し、他のものは相關性の辯に耳を傾けず、或ものは艦型縮少を欲し、他のものは隻數減少を主張し、或ものは總噸數制限主義を欲し、他のものは艦種別制限主義を主張し、或ものは質的軍備制限を欲し、他のものは量的軍備制限を主張し、或ものは材料又は既教育豫備兵の制限縮少を欲し、他のものは軍事費豫算の全部又は其の一部の制限縮少を主張し、或ものは制限に満足し、他のものは數割又は少許の縮少を主張し、或ものは反て軍備を擴張し、或は縮少を變じて制限となし、或は制限を變じて公表となさむとするの事實を説明することを得べき。本來平和愛好國民、戰爭愛好國民の別あることなく、大觀すれば一切の社會現象及國際社會現象を通じて人間の本能（the *homo in him*）に差異あることなし。差異あるは環境と之に應じて生

起する反作用とのみ。現實となれる軍備の縮少制限は理想的平和主義又は純正國際主義の所産にあらずして平和主義的利己主義又は國際主義的民族主義の所産なり。世界大戰前軍備制限の成らざりしは帝國主義的發展の道程に上れる獨逸其他の青年期帝國主義國の民族的利己主義が世界の大勢を左右したるが故にして、之に反し世界大戰後軍備の縮少制限の可能となれるは、究極する所一八九九年以來軍備制限の内に制海權の確保、世界政策の徹底及積極消極兩意義に於けるモンロー主義の確立の機會を捉へ既存の安全を強化せむと欲したる飽和國英米が現狀維持の平和政策を掲げ、世界大戰後獨逸、露等の顛落及中歐諸國の軍備撤廢の勢に乗じ、軍縮運動に率先し、爾餘の大多數の考朽國、弱小國等の半耳を採り、環境上客觀的軍備に依存すること深き日、佛其の與國等少數列強を各個に或は賺し、或は取引を以て誘ひ、安全及軍縮問題に亘り尠くも不満足なる満足を得、以て二大英語國民が其の霸制政策を遂げ得たる結果なり。是吾人が現存軍縮諸條約を以て國際主義的民族的利己主義將又國際主義的功利主義（禮讚する者は之を開明的利己主義と云ふ）の所産なりと斷言して憚らざる所以なり。（註四）唯それ究極に於て霸道の成果なり。法的秩序を齎す絕對的安全保障を前提とする軍縮問題の理想的解決の成らず、軍縮會議が軍備會議となり、縮少が制限に墮し、制限が公表に墮し、公表が既知事項の一部に止まり、軍備と非軍備特に軍事潛勢力との間に適確なる分界線を引く能はざるの事實と相俟つて陸軍、空軍、毒瓦斯等の制限が一般軍縮條約案の示す如く虚飾的制限に終始せむとするは殆んど必至の勢のみ。而も列強は「軍備の自由」に對する斯る程度の束縛すら之を甘受せずして、兵員機材の質の改善、軍艦の近代化等軍備の轉位の内に其の失ひし地歩を恢復せむとす。グレイ卿は曾て武器、軍用飛行機、軍艦等の質量を制限すればする程、商船、商用機、化學製品等は軍事潛勢力としての價値を増加すと云へるが、軍縮が軍備の轉位、關係的兵力の消長、人口數の專制將又所謂 “mass imperialism” を結果する意味に於ては、軍縮は即ち軍擴を意味すと云ふも過言にあらず。宜なり各國軍備

の重心が或は平時軍備の基礎たる兵役法より戦時軍備の基礎たる戦時動員法に推移し、或は豫備兵主義より精兵主義に推移し、或は兩制度の折衷に推移せむとすることや。(註五)

平和問題の部分問題たる國際軍備縮小問題の出発點も歸着點も共に人類の本性に在り。(註六)

註一、"We shall not strike at the root of wars until we organize fifty or sixty sovereign nations and self-governing colonies of the world somewhat as we organize individuals in a tribe or state or nation. In plain human terms, they must get together, pass laws to define and forbid national murder and national burglary, and agree to punish, with their collective force, any violator of that law." (Will Irwin: *The Next War*, pp. 149-150.)

註二、Niemeyer: *Handbuch des Abrüstungsproblems, Systematischer Teil*, Siebentes Stück, p. 38.

註三、吾人が史論に於て述べたる所を全部記憶せざる讀者に取りては吾人の断定に服すること稍困難なるべし。學者はニコラス第二世が専ら平和論者アロック及 Parla von Sattners に影響せられたることを説き、吾人も亦之を否定する次第にあらざるも、國家活動は爾く單純なるものにあらず。露國の西伯利亞鐵道建設に依る財源の涸竭及埃地利洪牙利國の砲兵隊の改造が露國政府をして此の措置に出でしめたりとの穿ちたる批評は唯物史觀に依りて哲學的に基礎附せらるるを見る。丁抹社會黨政府の任意的軍備全廢案は同國の軍備が對外軍備として如何なる外敵(außen Feind)の前にも全然無價値なることを確認したる結果にして、全然無價値なる軍備を棄てて小羊の如く道德的軍備撤廢を裝ふには必しも社會黨内閣を必要とせず、露國委員の一般的即時軍備全廢案の狙ふ所は、英國委員カツシエンゲン卿の指摘したる所の如く、共產革命の遂行を容易ならしめむとするものにして、秦の始皇帝が國內の敵の武装を解除したると動機に於て何等撰ぶ所なきなり。

註四、肩點を施せる熟字は著者の創意に係るものなるが本論全篇特に第二編原論第二章乃至第六章の所論を充分理解し得たる者は其の眞意義を把握する困難を感じざるべしと信ず。

註五、資源局、研究資料第二輯、佛國國家總動員法案參照。

註六、余輩は此の一句を讀るに當り獨逸經濟學の一權威が經濟學の出發點も到着點も共に人なりと云へるを回想するのみならず、實在論の終局も認識論の終局も畢竟は「汝自身を知れ」との退引ならぬ點に歸着するの事實を回想するものなり。猶茲に人類と云ふは個我、全人類我等を排斥する次第にあらざるも、主として民族我を意味するものとす。

國際軍備縮小問題……了

昭和七年八月二十五日印刷
昭和七年八月二十八日發行

國際軍備縮少問題
定價五圓

著者 三枝茂智

發行者 東京市神田區錦町一丁目十九番地
株式會社 新光社

右代表者 小川菊松

印刷者 東京市小石川區西古川町二十五番地
渡邊一郎



發行所 東京市神田區
錦町一ノ十九

株式會社 新光社

電話神田自一至二二六番
振替東京四三二四〇番

中外印刷行

IT2D-74







